

1 2 月 1 2 日 ( 月 )

( 第 1 日 目 )

## 平成28年第8回南関町議会定例会（第1号）

平成28年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第82号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第83号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第84号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第85号 南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議案第86号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第87号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第88号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第89号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

日程第12 議案第90号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第91号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第92号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第93号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第94号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第17 一般質問について(4名)

①9番議員 ②3番議員 ③7番議員 ④5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 菅原力君
副町長 雪野栄二君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 大木義隆君	建設課長 古澤平君
会計管理者 寺本一誠君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 坂田浩之君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深浦正勝君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成28年第8回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番議員、5番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日から12月14日までの3日間  
にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月14日までの3日間とすることに  
決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、例月出納検査報告及び平成28年度財政援助団体等の監査結果  
についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によ  
って、監査委員 繁松哲也君、打越潤一君より、平成28年度8月分、9月分、1  
0月分の出納検査結果及び平成28年度財政援助団体の監査結果について報告がな  
されております。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これ  
を省略します。

報告の第2点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委  
員会研修報告について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。

委員会研修報告をさせていただきます。

委員会研修報告書。平成28年12月6日。南関町議会議長 酒見喬様。文教厚生常任委員会委員長 鶴地仁。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

#### 記

1. 研修期間 平成28年11月15日～16日
2. 場所 佐賀県玄海町
3. 出席者 文教厚生常任委員全員、深浦議会事務局長が随行
4. 研修の目的と内容 玄海町における小中一貫教育の取り組みを研修

玄海町は、玄界灘を望む佐賀県の東松浦半島の中央にあり、面積36平方キロメートル、人口5,929人（平成28年9月現在）です。

九州電力玄海原子力発電所が立地し、電源交付金があることから、近年の一般会計は75億円の規模となっています。少子化に伴い、生徒数が減少する中、玄海町が小中一貫教育に取り組んだ経緯と、現況、今後の課題について研修を行った。

平成22年に小学校4校を2校とし、スクールバス運行も始めたが、平成27年4月にすべてを統合し、小中一貫校として玄海未来学園が開校された。小学校児童数318名、16学級、中学校生徒数193名、9学級、合計511名、25学級の構成となっており、学年構成は初等部1～4年生、中等部5～7年生、高等部8～9年生の4・3・2制となっています。初等部は45分授業、中等部は50分授業としており、7～9年生は帰りの会終了後に部活動となっている。

敷地面積3万1,242平方メートル、床面積1万5,645平方メートル、4階建ての校舎、体育館、普通教室25室と特別教室、進級指導教室、完全自給式の給食調理室、体育館等となっており、建設費は40億円ほどであった。

教育の特色として、1年生から4年生の週1時間英語教育。5年生からは大学生との英語交流や一部教科担任制の導入が図られており、東京大学と海洋教育での連携協定や、保育園・高校との連携に取り組まれている。ICTを活用した授業では、東京の小学校との交流や韓国との交流にも取り組まれている。教育委員会の学園内設置や、完全自給式の給食施設の整備等、斬新的な取り組みもなされている。

広大な床面積を有していることから、長大な廊下や施設面の充実には驚かされたものである。教室は全面ガラス窓で完全可視化され、開放感にあふれており、生徒の授業風景を見ることができた。

問題となる通学では、児童・生徒の7割がバス11台で通学しているが、できるだけ集約した乗車とし、バスの乗車時間を30分以内となるよう配車している。学園の予算4億円のうち、バス通学に1億円を要しているとのことであった。

施設面の充実や学園の教育に対する取り組みの説明を受け、未来学園の名前のと

おり、素晴らしい学校であるとの印象を受けたが、学園に二人の生徒をもつ保護者からは、①バス通学、忘れ物をして取りに帰れない、具合が悪くなったら保護者の迎えが必要。②教室の可視化は廊下を通る者が気になり授業に集中できない。③6年生での卒業式がなく、環境の変化・試練がない。④1年生と9年生では心身の離れすぎによる弊害があるといった不評が聞かれました。

考察として、学園としては生徒にリーダーとしての自覚を高める工夫、中1ギャップへの対応、小学校文化と中学校文化の融合、学習面・生活面での共通理解といった取り組みに努力されているのは分かるが、効果のほどについてはまだまだ時を要するようである。行政・学校側から見た感じと、保護者から見た感じには、かなりの隔たりがあると見られた。当町としては、児童・生徒数の動向を見ながらICTの活用、合同授業の取り組みや、小学校の統廃合、小中併設、小中一貫教育のメリット・デメリットを常に研究しておくことが必要である。以上です。

○議長（酒見 喬君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めまして、おはようございます。

平成28年第8回南関町議会定例会の開会において、平成28年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年も残り僅かとなり、1年を振り返ってみますと、熊本にとっては苦難の多い年ではなかったかと思っております。まず、4月14日・16日に熊本地方で発生した二度にわたる震度7の地震では、広い地域で多くの方が亡くなられ、今なお関連死の認定がされ、悲しみは続いており、私たちが信じがたいような大きな被害が発生しました。各市町村の避難所は閉鎖されましたが、復旧・復興に向けてはまだまだ長い月日と多額の予算を伴いますので、私どももできる限りの支援をしていかなければならないと考えております。

今回の熊本地震に伴う大量の瓦礫等の処理においては、エコア熊本も搬入されておりまして、そういった意味では全県下に貢献できてよかったと思っております。また、梅雨時期の集中豪雨では、南関町でも6月22日には1日に60ミリを超える時間雨量を3回も記録するなど、平成2年以来の大きな被害が発生しました。激甚災害の指定も受け、農災・公共災ともに災害査定が終わりまして、既に道路、河川等、公共災の第1陣の発注が完了するとともに、農災も含めた一日も早い復旧に向けて総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

さらに、今年は8月後半から複数の台風が発生し、北海道をはじめとする日本列

島の全域で想定外の集中豪雨などによる大きな被害が出ております。九州にも上陸したものの、本町では幸いなことに農林業への被害はほとんどありませんでしたが、6月の集中豪雨の際は避難勧告を初めて発令するなど、年間を通じ5日間で17カ所の自主避難所を開設して、町民の皆さま方の安全確保に努めてまいりました。また、今回の地震や集中豪雨の中では、町、消防団、区長、自主防災組織、民生児童委員、その他たくさんの組織や団体、地域の皆さま方の御支援と御協力により、被害も最小限に抑えることができたものであり、改めて厚くお礼を申し上げますとともに、地域の人と人とのつながりの大切さを再確認したところであります。

町では今後も自主防災組織との連携による実効性の高い防災訓練の開催や、総合的な地域防災力の充実、啓発活動の強化を図っていきたいと考えております。議員の皆さま方にも今後ともますますの御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国においては、1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続いておりますが、町でも町民の皆さまの生活に役立ち、直接関係者の皆さま方がつながるような事業として、「予約型乗合タクシー事業」や「南関町ふるさと応援団事業」など、町の特色を生かした事業に取り組んでいるところでございますが、これからも地方創生関連事業として活用してきました「加速化交付金」に引き続き、「地方創生拠点整備交付金」などを有効活用して、新たな事業展開を進めていきたいと考えております。

それでは、現在、進めている事業等の一部を御紹介させていただきますが、まず今もお話をしました「ふるさと応援団事業」は「ふるさと南関応援寄附金」お礼の品カタログが完成し、事業展開が可能となりました7月26日から、ふるさと納税のネット上での最大サイトであります「ふるさとチョイス」に登録後に新たな展開となりました。昨年1年間で500万円余りだった納税額が、8月から10月までの3カ月間は各月約1,000万円の寄附申請があり、11月は約2,000万円となり、12月も伸び続けておりまして、12月11日、昨日までの申告額、1カ月で1,300万円を超えるという驚異的な数字となっております。12月末までには8,000万円に届きそうな勢いがあります。このことは町の税収増はもちろんですが、納税額の半分が町の特産品や米、野菜などの返礼品として全国に向けて届けられることになり、産業の振興や町のPRにつながるものとなってきております。多くの町内の事業所や農家の皆さま方の参加により、「チームなんかん」としての組織が出来上がり、今後さらなる事業展開に期待するとともに、町としても絶好の機会でもありますので、積極的に事業をバックアップしていきたいと考えております。

ふるさと応援寄附金を活用した旧石井邸北原白秋先生の生家の整備につきまして、10月末で関係する土地、建物の売買契約を締結させていただきましたので、今後いろいろな方の御意見や御要望を踏まえて、修復整備の内容や活用等を決定していきたいと思っております。

平成23年度から本格的な事業を開始しました「住んでよかったプロジェクト推進事業」は、本年3月で丸5年が経過したことから、各事業の見直しを行い、今年度からはさらに現実に即し、皆さまの求めに応じて充実した定住対策や子育て支援ができるような事業として再スタートしたところであります。新規事業等も含めて、皆さま方に本当に住んでよかったとっていただけるような事業推進を図りたいと思っております。

また、定住対策の大きな柱として、宅地の分譲事業を行っておりますが、向原地区のグリーンヒル二城は昨年の11月から分譲を開始しており、現在までに15区画のうち5区画が分譲済みとなっております。まだ残り区画もございますので、皆さま方のお知り合いの方等にも是非御紹介いただきますようお願いいたします。

昨年の10月から試験運行を開始しました予約型乗合タクシー事業も好調でありまして、現在、約1,300人の方に登録いただき、地域公共交通の救済の一助として、1カ月に500人近い方に御利用いただいておりますが、まだまだ周知不足の点もありますので、しっかりと対応しなければなりません。試験運行の結果や調査を受けて、近い将来は町全体の交通体系も含めて検討していく必要もあると考えております。

議員の皆さまにも御心配をおかけしておりますバンブーフロンティア関連事業では、11月から企業による試験的な竹の買い取りが始まっており、来年4月から工場建設に着手し、平成29年10月に操業見込みであることを企業から伺っております。また、関係するバンブーエナジー株式会社においては、バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業がNEDOの助成候補先に12月6日付で正式決定しましたが、本事業は日本初の竹バイオマス、日本初のORC発電ということで期待も大きく、NEDOの長い歴史の中でも単一事業としては最大規模の事業であると聞いております。

今後の町の大きな課題でもあります役場庁舎等の整備については、11月末から各校区で町政懇談会を開催し、私の思いやこれまでの経緯を説明した上で、出席された方の御意見や御要望を伺ったところであります。11月からは既に庁内プロジェクト会議が動き出しましたし、年内には庁舎等の建設を計画的かつ効果的に推進し、私から諮問する形で南関町庁舎等建設委員会を設置することとしており、町議会からも委員に委嘱させていただきますので、よろしくをお願いいたします。



また、前回の議会でも御紹介いたしました町内企業の増設工事につきましては、各社とも順調に進んでおりまして、富士ダイス株式会社は、10月末に建屋が完成し、11月14日から新工場での生産が開始されており、これから30年度まで工場内の機械を整備されていくことと伺っております。

エイティール九州株式会社は、12月に建屋が完成予定で、新工場への機械設備の整備、生産開始は、29年7月の予定となっております。

株式会社荏原製作所については、11月15日に建屋が完成し、新工場の一部稼働を12月中に行われ、本格的には29年2月に稼働開始とし、機械設備の整備は今後も続けていかれることを伺っております。

その他の企業の動きもございしますが、次の機会での御紹介とさせていただきます。町としては、産業の振興や雇用の創出につなげるためにも、今後もしっかりとした支援を続けていきたいと考えております。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、南関町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定など、条例の一部改正についてが6件、南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定についてが1件、平成28年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算についてが5件を提案しております。特に一般会計補正予算は、道路新設改良費の県営事業負担金として1,505万円、改良舗装工事として2,550万円、道路改良事業委託料として4,900万円、公園管理費の御茶屋跡公園災害復旧工事として1,300万円、ふるさと南関応援寄附金基金積立金として1,933万1,000円など、1億8,406万8,000円を追加し、一般会計の総額を71億8,992万3,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第4、議案第82号から日程第16、議案第94号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第82号から日程第16、議案第94号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 4 議案第 8 2 号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 8 3 号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 84号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 85号 南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 86号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 87号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 88号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 89号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 12 議案第 90号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 13 議案第 91号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 14 議案第 92号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 議案第 93号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16 議案第 94号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第82号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、地方公務員法第24条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためでございます。今回の条例の一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告に基づくものでございます。今年の人事院からの給与勧告では、月例給及び特別給の引き上げ、給与制度の改正がなされております。町は給与制度の見直しについては、平成27年度から国に準じ取り組んでおり、平成28年4月1日から国の給料表へ切り替えを行っておりますが、平成29年度までは減額激変緩和措置が取られ、減給補償期間を設けているところでございます。

今回の改正では、民間給与との格差0.17%を埋めるものとして、給料表の水準を引き上げることとしております。主に若年層の職員において給与の増額となりますが、それ以外の職員については減給補償額を変更しての継続となります。

施行期日は、平成28年4月1日に遡及することとしており、職員の減少傾向が続く中で、公務を遂行する職員の士気を高め、住民サービスの向上につなげるものとして御提案をするものでございます。なお、近隣の町も人事院勧告に準拠する方針であることを確認しております。

また、人事院の民間給与実態調査によりますと、特別給についても民間給与を0.12月分下回っていることから、支給月数の0.1月分を引き上げ、勤務実績に応じた給与推進のため勤勉手当の配分を勧告をいたしております。

これを受けまして、平成28年度の一般職の勤勉手当の支給率を0.8月分を0.9月分へ、また再任用職員につきましては0.375月分を0.425月分へ改定するよう御提案をするものでございます。

また、給与制度の改正におきましては、配偶者の扶養手当及び子に係る扶養手当の見直しを行うものでございます。民間における配偶者手当の見直しに応じて改正をするものでございます。配偶者の扶養手当につきましては、現行の月額1万3,000円を、平成29年度には1万円に、平成30年度には6,500円に改正することとし、子に係る扶養手当については現行の6,500円を、平成29年度には8,000円に、平成30年度には1万円にするものでございます。

次に、今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。第1条は、給与条例第15条第2項に定める一般職、再任用職員の勤勉手当の支給率の改正について述べております。また、別表1については、給料表の改正でございます。

第2条は、給与条例第6条第2項の扶養手当の対象者及びその額の改正について述べたものでございます。従前は子と孫を同額としておりましたが、今回、子に係る扶養手当を増額することとしたことから、新しく3号を加えて分離することとしております。また、手当額につきましても、配偶者に係るものが1万3,000円を6,500円に、子に係るものが6,500円を1万円に改正することとしており

ます。

給与条例第7条第1項の改正については、支給要件とその取扱いの整理をしたものでございます。

また、給与条例第15条の第2項第1号につきましては、本年度は12月のみで特別給与額を引き上げましたが、平成29年度においては、6月、12月の2回に慣らすために今回の引き上げ月分を半分にするものでございます。

附則としまして、第1条で施行期日を定めており、第2条ではこれまでの給与を内払いとすることを定めるものでございます。第3条では扶養手当の特例を定めております。制度の説明で申し上げました2年度間で改正を行うため、平成29年度の扶養手当額について定めたものでございます。第4条では規則への委任を述べております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第83号議案、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、地方公務員法第24条の趣旨に添い、休暇等の勤務条件を適正なものにするためでございます。今回の条例改正につきましては、平成28年の人事院勧告に基づくもので、少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と、仕事の両立を支援するために出された民間労働法制の改正内容に則し、3点について見直しを行うものでございます。

一つ目が、育児休業等に係る子の範囲の拡大で、特別養子縁組の監護期間中、監督保護の監護ですが、監護期間中の子等を追加することとしております。監護期間中はまだ戸籍上では親子関係とはなっておりませんが、養親となることを希望している場合は子とみなすこととするものでございます。

二つ目は、介護休暇の分割でございます。これまでは1人の対象者につき1回の期間認められていたものを、3回まで分割取得できるようにするものでございます。

三つ目は、介護時間の新設でございます。日常的な介護ニーズに対応するため、1日に2時間以内で勤務しないことを承認できる仕組みを新設するものでございます。

それでは、条文の御説明をいたします。第8条の2第1項に、特別養子縁組の監護期間にある者や、里親が養親となることを希望している場合の追加を行っております。

第11条では、休暇の種類に介護時間を追加するものでございます。

また、第15条第1項及び第2項では、介護休暇の取得回数を3回までとするこ

と等を述べております。また、新たに15条の2としまして、介護時間についての取り決めに追加しております。期間は3年以内とすること、1日につき2時間以内とすること、無給とすること等を述べております。

最後に、附則としまして、施行期日を平成29年1月1日とすることと、現在、介護期間にある者の取扱いを定めております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第84号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に対する成果・実績による能率給制度の創設に伴い、条例を制定する必要があるためでございます。昨年、農業委員会法が改正され、今年度から従来の農業委員に加え、農地利用最適化推進委員に活動していただく新しい体制へと移行しております。

改正法第6条第2項には、農地等の利用の最適化の推進に係る事務が農業委員会の重要な事務として新しく加わっております。この事務は担い手農家へ農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進となっており、この事務を推進するため新制度に移行した市町村には農地利用最適化交付金により支援を行うこととされております。この交付金については、活動実績による部分と成果実績に係る部分があり、より実績を上げた委員に対して報酬等を上乘せして支払うことができるようになっております。この上乘せ部分を支払うためには、条例化する必要がありますので、今回御提案するものでございます。

条例の改正は、別表を改めることとしております。これまでの年額にそれぞれ能率給、予算の範囲内で町長が定める額を加えております。

なお、附則では、施行期日を公布の日とし、平成28年4月1日から適用するものとしております。また、条例施行前に支払われた報酬は、改正後の報酬の内払いとみなすとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、第85号議案、南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

提案理由は、農地法の改正に伴い、条例を廃止する必要があるためでございます。平成21年6月に農地法が改正されまして、同年12月に施行されたことにより、これまでの標準小作料制度が廃止され、町においても小作料協議会を設置する必要がなくなったため、本条例を廃止するものでございます。

本協議会設置の目的は、農地法に定める小作料の標準額を設定するために必要な重要事項についての意見を聴くこととされており、委員15名以内で構成されるものとしておりましたが、改正後は開催されていない状況でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） おはようございます。

第86号議案、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を追加するとともに、所要の条文の整備を行うこととなったため、南関町税条例の一部を改正することとなったものでございます。

改正の内容としましては、法律改正に合わせて特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例として、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対して、当該特例適用利子等または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするものとして、新たに附則第20条の2を追加し、このことにより既存の附則第20条の2の内容を改正に合わせて文言等の改正を行った上で、附則第20条の3とする改正を行うものであります。なお、特例適用利子等または特例適用配当等の町民税の税率はともに100分の3でございます。

附則としまして、施行期日を平成29年1月1日としております。また、経過措置としまして、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る町民税について適用するということとしております。

以上で、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第87号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。

今回の改正は、第86号議案の南関町税条例の一部を改正する条例と同じく、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を追加するとともに、所要の条文の整備を行うこととなったために改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、新たに附則第10項と附則第11項を追加し、これに伴いまして第12項を第14項に、第11項を第13項に、第10項を第12項に

変更して、項ずれの対応を行ったものでございます。新たに追加しました附則第10項につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるというものでございます。また、附則第11項につきましては、同じく町民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるというものでございます。

附則としまして、施行期日は平成29年1月1日からでございます。また、経過措置としまして、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る町民税について適用することとしているところでございます。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第88号議案、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、これに伴い地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されることとなりました。これに伴いまして、災害被害者に対する地方税の減免措置についての一部を改正し、平成29年1月1日以後に適用することとなったために、町の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正することとしたものでございます。

改正内容につきましては、町民税の減免をうたっております第2条の条文中に、県民税と町民税の内容が一緒になっていたものを、町民税の内容のみとすることとし、県民税については新たに同条第4項として町民税と同じ扱いをするものとして追加をして、内容の整理を行ったものでございます。また、第3条の内容も第2条第2項と同じ改正を行い、併せて条項の整理として第3条を第2条第3項とし、ただいま申し上げました県民税の内容を第4項として新たに追加し、第4条以降をそれぞれ1条ずつ繰り上げを行ったものであります。

また、附則としまして、施行期日は平成29年1月1日からとしております。

以上で、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第89号議案、平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,406万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,992万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

12款の分担金及び負担金は、1項分担金を393万7,000円減額して669万9,000円とし、2項負担金に29万8,000円を追加して6,674万2,000円とするものでございます。

14款の国庫支出金は、1項国庫負担金に6,397万8,000円を追加して5億8,448万3,000円とし、2項の国庫補助金に4,892万6,000円を追加して5億8,631万1,000円とするものでございます。

15款の県支出金は、1項県負担金に130万9,000円を追加して2億5,382万6,000円とし、2項県補助金を5,531万6,000円減額して5億1,260万8,000円とするものでございます。

17款の寄附金は、1項寄附金に5,000万円を追加して1億1,000円とするものでございます。

18款の繰入金は、1項基金繰入金に4,000万円を追加して4億9,203万7,000円とするものでございます。

20款の諸収入は、4項雑入に2,231万円を追加して5,246万5,000円とするものでございます。

21款の町債は、1項町債に1,650万円を追加して9億2,135万5,000円とするものでございます。

補正前の歳入合計70億585万5,000円に、今回1億8,406万8,000円を追加して、歳入合計を71億8,992万3,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費に9万9,000円を追加して8,528万8,000円とするものでございます。

2款総務費は、1項総務管理費に5,573万1,000円を追加して8億3,479万円とするものでございます。2項徴税费に57万5,000円を追加して1億942万2,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に34万5,000円を追加して3,089万1,000円とし、4項選挙費に5万4,000円を追加して1,482万5,000円とし、5項統計調査費に7万8,000円を追加して422万3,000円とするものでございます。

3款の民生費は、1項社会福祉費に590万8,000円を追加して13億62



1万7,000円とし、2項児童福祉費に566万1,000円を追加して5億2,687万9,000円とするものでございます。

4款の衛生費は、1項保健衛生費に63万3,000円を追加して2億5,086万5,000円とし、2項清掃費に506万7,000円を追加して2億3,028万円とし、3項水道費に11万5,000円を追加して538万8,000円とするものでございます。

5款の農林水産業費は、1項農業費に197万円を追加して2億8,440万3,000円とするものでございます。

6款の商工費は、1項の商工費に1,333万4,000円を追加して1億4,197万7,000円とするものでございます。

7款の土木費は、1項の土木管理費に351万9,000円を追加して8,978万3,000円とし、道路橋梁費に9,102万2,000円を追加して9億823万4,000円とし、3項河川費に9,000円を追加して560万4,000円とし、4項住宅費に69万9,000円を追加して1億3,831万9,000円とし、5項下水道費に29万5,000円を追加して1億1,996万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に941万5,000円を追加して3,839万6,000円とするものでございます。

次のページ、8款の消防費は、1項の消防費に12万円を追加して2億2,442万1,000円とするものでございます。

9款の教育費は、1項教育総務費に66万9,000円を追加して5,476万8,000円とし、2項小学校費に188万6,000円を追加して1億9,259万5,000円とし、4項の社会教育費に53万6,000円を追加して1億848万5,000円とし、5項保健体育費に15万8,000円を追加して6,495万4,000円とするものでございます。

10款の災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費を1億1,203万5,000円減額して3億5,957万2,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に9,434万2,000円を追加して2億9,367万6,000円とするものでございます。

11款の公債費は、139万2,000円減額して6億7,224万3,000円とするものでございます。

12款の予備費は、1項予備費に519万2,000円を追加して2,401万2,000円とするものでございます。

補正前の歳出合計70億585万5,000円に、今回1億8,406万8,000円を追加して、歳出合計を71億8,992万3,000円とするものでございま

す。

5 ページは繰越明許費でございます。

7 款土木費、2 項道路改良費の道路新設改良事業で5 億2,319 万1,000 円、同じく7 款土木費、4 項住宅費の住宅施策基本構想策定事業で1,044 万4,000 円、10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業で3 億2,429 万8,000 円、同じく10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業で2 億5,790 万8,000 円を繰り越して執行するものでございます。道路新設改良事業は、地域振興対策事業で約2 億7,200 万円、単独事業で6,500 万円、社会資本整備総合交付金事業で約1 億8,600 万円を繰り越すものでございます。また、住宅施策基本構想策定事業は、住生活基本計画策定、公営住宅等長寿命化計画改定の委託料で、県の計画が繰り越して執行されることに伴うものでございます。災害復旧事業につきましては、現在執行済分以外を繰り越すものでございます。

6 ページは債務負担行為の補正でございます。

道路維持工事の予算につきましては、例年、新年度になってから施行伺、入札、契約を行っておりましたが、それぞれに時間を要することから、実際に契約するのは4 月下旬になっている状況でございます。それまでの間、道路維持については主に職員が対応しておりますが、道路の陥没や気象現象に伴う倒木処理などで重機が必要な作業については、対応が困難となっております。道路等につきましては、管理者として良好な状態を維持しなくてはなりませんので、空白期間を解消するために補正をお願いするものでございます。なお、3 月議会における補正では、4 月1 日からの執行に間に合いませんので、本12 月定例会での補正といたしております。道路維持工事で期間は平成29 年度、限度額を1,850 万円といたしております。

7 ページは地方債の補正でございます。

道路橋梁整備事業の限度額を3,000 万円追加して3 億7,960 万円とし、災害復旧事業の限度額を1,350 万円減額して1 億4,140 万円とするものでございます。

8 ページと9 ページは歳入歳出の事項別明細書でございます。

10 ページからは歳入の説明でございます。主なものを説明いたします。

まず、10 ページの12 款分担金及び負担金、1 項分担金、2 目災害復旧費分担金は、1 節農林水産施設災害復旧事業費分担金を393 万7,000 円減額するものでございます。災害復旧事業費が減額となったことに伴うものでございます。

また、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金の3 目災害復旧費国庫負担金は、1 節

公共土木施設災害復旧費国庫負担金に6,136万円を追加するものでございます。災害復旧事業の事業量及び事業費が増額になったことに伴うものでございます。

同じく、14款国庫支出金、1項国庫負担金の3目衛生費国庫補助金は、1節衛生費国庫補助金に286万1,000円を追加するものでございます。熊本地震に伴う廃棄物処理及び全半壊家屋解体に係る補助金でございます。同じく、4目土木費国庫補助金は、1節道路橋梁費国庫補助金に4,500万円を追加するものでございます。社会資本整備総合交付金事業の増額に伴うものでございます。町道米田鬼王線及び関村田原線、巖今線に係るものでございます。

11ページ中段の15款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金は、1節農林水産施設災害復旧費県補助金を5,587万6,000円減額するものでございます。事業費の減額に伴うものでございますが、測量設計業務委託の50%については補助の対象となったところでございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は、1節一般寄附金に5,000万円を追加するものでございます。ふるさと南関応援寄附金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金に4,000万円を追加するものでございます。

12ページをお開きください。20款諸収入は、4項雑入、2目雑入、4節雑入の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金が主なもので、2,020万7,000円でございます。

21款町債、1項町債、3目土木債、1節道路橋梁債に3,000万円を追加するもので、社会資本整備総合交付金事業に係るものでございます。また、7目災害復旧費は、1節農林水産施設災害復旧債を1,350万円減額するもので、事業費の減によるものでございます。

13ページからは歳出の詳細でございます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算、歳出についての説明を続けてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 説明を続けさせていただきます。

13ページからは歳出の詳細でございます。なお、各款の給料、職員手当等には、

今回御提案をいたしております給与条例の改正に伴うものを含んでおります。主なものを説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は、8節報償費に2,511万7,000円を追加しております。ふるさと南関応援寄附金への返礼品でございます。また、13節委託料に500万円を追加しております。ふるさと応援団への業務委託料でございます。

14ページでは、25節積立金に1,933万1,000円を追加しております。ふるさと南関応援寄附金基金積立金でございます。続いて、16目まちづくり推進事業費の19節負担金補助及び交付金に210万円を追加しております。新規雇用奨励金でございます。

16ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費の28節繰出金に347万円を追加しております。介護保険事業特別会計への繰出金でございます。また、同じく民生費の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の20節扶助費は、保育所等給付費を523万7,000円追加しております。広域給付費でございます。

17ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、15節工事請負費に506万7,000円を追加するものでございます。熊本地震により被災しました全半壊家屋の解体工事でございます。

19ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、10目公園管理費の15節工事請負費に1,300万円を追加しております。大雨により崩落しました御茶屋跡公園法面の復旧工事費でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は、13節委託料に4,900万円を追加しております。米田鬼王線道路改良事業委託料でございます。15節工事請負費は2,550万円を追加しております。関村田原線、厳今線の改良舗装工事でございます。また、19節負担金補助及び交付金は1,505万円を追加するものでございます。単県急傾斜地崩壊対策事業、単県側溝整備事業等に係るものでございます。

20ページをお開きください。同じく土木費の6項浄化槽整備推進事業費、1目浄化槽整備推進事業費の28節繰出金に941万5,000円を追加しております。特別会計への繰出金でございます。

22ページをお開きください。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の13節委託料に642万7,000円を追加しております。また、15節工事請負費は1億1,846万2,000円を減額しております。豪雨災害復旧に伴う測量設計業務委託料及び工事費でございます。同じく、災害復旧費

の2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費の13節委託料に234万7,000円を追加しております。また、15節工事請負費に9,199万5,000円を追加しております。豪雨災害復旧に伴う測量設計業務委託料及び工事費でございます。

最後に、12款予備費につきましては519万2,000円を追加しております。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第90号議案、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,688万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2,400万4,000円を追加し、2億3,332万8,000円とするものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金42万8,000円を追加し3億2,635万円とし、次に6款県支出金、1項県負担金1万7,000円を追加し959万5,000円とし、歳入合計補正額2,444万9,000円を追加いたしまして、歳入合計16億5,688万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費2,000万円を追加し8億7,843万9,000円とし、2項高額療養費3,000万円を追加し1億5,863万円とするものでございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金309万7,000円を追加し3億6,466万1,000円とするものです。

次に、8款保険事業費、1項特定健康審査等事業費はゼロですが、計1,009万5,000円で、財源組み替えによるものでございます。

次に、12款予備費、1項予備費2,864万8,000円を減額し781万5,000円とし、歳出合計補正額2,444万9,000円を追加し、歳出合計16億5,688万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。

主なものですが、一番上の3款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分2,398万7,000円を追加するもので、交付決定額によるものでございます。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分42万8,000円を追加するもので、同じく交付決定額によるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。

上の2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金2,000万円を追加するもので、給付費の見込み増によるものでございます。次の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金3,000万円を追加するもので、同じく見込み増によるものでございます。

次の7款1項1目高額医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金309万7,000円を追加するもので、これも見込み増によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費2,864万8,000円を減額、予算調整をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第91号議案、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,540万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金に29万5,000円を追加して1億1,996万4,000円とし、8款県支出金、1項県補助金に25万円を追加して、歳入総額を1億6,540万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費に20万円を追加して6,996万1,000円とし、2款事業費、1項公共下水道事業費に34万5,000円を追加して1,998万6,000円とし、歳出総額を1億6,540万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

2款繰入金、1項1目1節の一般会計繰入金に、歳出の補正に伴い29万5,000円を追加し、8款県支出金、1項県補助金、1目1節の公共下水道費県補助金に、生活排水適正処理重点推進事業補助金として25万円を追加するものでございます。

7ページにつきましては、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の財源内訳において、県の補助金の交付の決定により、25 万円を一般財源から国庫支出金に組み替えを行っております。2 目浄化センター管理費、1 1 節需用費に修繕費として20 万円を追加し、2 款事業費、1 項公共下水道事業費、1 目公共下水道建設費、3 節職員手当等に期末勤勉手当として4 万5,000 円を追加し、1 5 節工事請負費に下水道整備工事費として30 万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第92 号議案、平成28 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号) について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11 万5,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ472 万5,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳入でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金に11 万5,000 円を追加し304 万3,000 円とし、歳入総額を472 万5,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費に11 万5,000 円を追加して270 万3,000 円とし、歳出総額を472 万5,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5 款繰入金、1 項1 目1 節の一般会計繰入金に、歳出の補正に伴い11 万5,000 円を追加するものでございます。

7 ページは歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に人件費及び修繕費として11 万5,000 円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(酒見 喬君) 福祉課長。

○福祉課長(北原宏春君) 介護保険事業特別会計ですけれども、御説明をいたします前に訂正をお願いいたします。

予算書の2 ページをお願いいたします。歳入のところでございますが、3 款の一番上ですね。3 款の国庫支出金の1 項の国庫負担金の下に国庫補助金とありますが、2 項の数字の2 が漏れておりました。加筆をしていただきますように、「2. 」を加えていただきますようによろしくお願いいたします。おわびして、訂

正させていただきます。

それでは、第93号議案、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,398万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金514万円を追加し2億5,251万9,000円とし、2項国庫補助金288万1,000円を追加し1億5,826万7,000円とするものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金741万5,000円を追加し3億9,922万4,000円とするものでございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金346万5,000円を追加し2億254万円とし、3項県補助金3万4,000円を追加し478万3,000円とするものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金347万円を追加し2億84万1,000円とし、歳入合計補正額2,240万6,000円を追加し、歳入合計15億2,398万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費12万4,000円を追加し1,508万6,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費2,295万9,000円を追加し12億3,599万1,000円とし、2項介護予防サービス等諸費40万5,000円を追加し7,371万3,000円とし、6項特定入所者介護サービス等費312万円を追加し5,090万4,000円とするものでございます。

次に、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業費17万9,000円を追加し814万2,000円とし、8款予備費、1項予備費438万1,000円を減額し4,836万円とし、歳出合計補正額2,240万6,000円を追加いたしまして、歳出合計15億2,398万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

上から、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分514万円を追加するもので、介護給付費の国庫負担金でございます。

一つ飛ばしまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費



交付金、1節現年度分741万5,000円を追加するもので、これも介護給付費交付金でございます。

次の5款1項1目の介護給付費負担金、1節現年度分346万6,000円を追加するもので、介護給付費の負担金でございます。

次の7ページですけれども、お願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金、1節介護給付費繰入金331万1,000円を追加するもので、それぞれ給付費等の増加見込額に伴います負担割合に応じたものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

中段になりますが、2款の保険給付費、1項7目の居宅介護サービス計画給付費の19節負担金補助及び交付金206万3,000円を追加するもので、次の9目地域密着型介護サービス給付費、19節の負担金補助及び交付金2,089万6,000円を追加するものですが、それぞれ給付費の見込み増によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、6項1目の特定入所者介護サービス費の19節負担金補助及び交付金312万円を追加するもので、同じく給付費の見込み増によるものでございます。

最後の8款1項1目予備費438万1,000円を減額、予算調整をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第94号議案、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,731万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金に941万5,000円を追加して、3,839万6,000円とし、歳入総額を1億1,731万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費に203万7,000円を追加して3,878万3,

000円とし、2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費に737万8,000円を追加して5,818万7,000円とし、最終総額を1億1,731万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5款繰入金、1項1目1節の一般会計繰入金に、歳出の補正に伴い941万5,000円を追加するものでございます。

7ページは歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費に消耗品費として44万7,000円、13節委託料に浄化槽管理委託料として159万円を追加し、2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費、1目浄化槽建設費に15節の工事請負費として733万8,000円と、その他人件費等を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

#### 日程第17 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第17、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。

9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（山口純子君） おはようございます。9番議員の山口です。

ただいまより一般質問を行わせていただきます。

本日は、女性の婦人会の皆さま方、長洲からのお客さま、傍聴人の方、ありがとうございます。

今日の質問といたして、高齢者や女性が活躍できる労働環境づくりについてでございます。これから先、労働人口が減少していく中で、高齢者や女性の活躍が強く望まれますが、そのための環境づくりについてお尋ねします。現在実施されていることはあるのか、また国と県との連携などができる環境づくりなど、今後について尋ねます。

1番目として、高齢者や女性向けの軽作業、短時間等の職場が町内にあるか、また誘致等は考えておられますか。

2番として、子どもをもって働く女性が、子どもの急病時に気兼ねなく迎えに行けるようになっている現況か。また、企業への啓発は労働政策の上部機関と連携し、推進できていますか。

3番として、女性問題は人権問題の一つですが、女性問題を考えるのは男性だと

考えます。男性の参加による女性問題の学習をお願いします。男女共同参画に向けた取り組みでございます。この3番については、教育長にお答えいただきたいと思っております。

後の質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番、山口議員の高齢者や女性が活躍できる環境づくりについての御質問にお答えいたします。

これから先、労働人口が減少していく中で、高齢者や女性の活躍が強く望まれています。そのため環境づくりについて、現在実施されていることはありますか。また、国や県等の連携等のできる環境づくりなど、今後について尋ねるとのことです。

平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が制定され、労働者300人以上の企業と官公庁に女性の活躍推進に向けた行動計画策定が新たに義務付けられたことから、本町でも本年4月に南関町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、状況を毎年公開することといたしました。

今後、この計画を基に女性がもっと活躍できる場を広げるために、あらゆる場における女性の登用促進や、男性の家事・育児への参加の推進など、女性にとっても男性にとっても働きやすい環境づくりをしていくことが重要であると考えているところであります。

まず、①の高齢者や女性向けの軽作業、短時間等の職場が町内にあるか。また、誘致等は増えているかとの御質問についてお答えいたします。高齢者や女性に限定したお尋ねのような職場はないものと思われませんが、現在の求人の状況としましては、短時間で軽作業のパート、アルバイトを募集される企業が増えております。また、誘致等につきましては、いつも頭の中に入れておりますが、現在、具体的な話はございません。

次に、②の子どもをもって働く女性が、子どもの急病時に気兼ねなく迎えに行けるようになっている現状か、また企業へ啓発は労働政策の上部機関と連携し推進できるかとの御質問にお答えいたします。子どもが急病時に気兼ねなく迎えに行けるようになっている現状かと言われますと、そのような企業は現在のところないのではないかと思います。どの職場でも責任ある職務を従業員は担っておられますし、人情的に気兼ねなく抜けられないのが現状ではないかと思っております。しかし、先ほども申しましたとおり、厚生労働省から企業へは、育児のため

の両立支援制度などのパンフレットも配布されておりますし、企業側も研修等を重ねているものと思われまので、不当な扱いをされる企業はないものと思っております。万が一、不当な雇用をされていたとすれば、労働者からの申立てによりまして労働基準監督署からの立入調査が行われることとなりまして、企業側にも不利益を被ることとなりますので、企業も従業員の雇用環境に関しては特に敏感になっておられるものと思います。

次に、③の女性問題は人権課題の一つですが、女性問題を考えるのは男性だと考えます。男性の参加による女性問題の学習をお願いするとの御質問にお答えいたします。女性の人権については、男女共同参画社会基本法に基づき、性別に関わりなく男女が社会の対等な構成者として社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を負う社会の実現を目指し、各種施策の推進を図っていくことが重要と考えております。今後も家庭・地域・職場・学校等の中で、あらゆる機会を通じて充実かつ継続した人権教育啓発活動に努めてまいりたいと思います。男性の参加に関しましても、これまで以上に働きかけを行ってまいりたいと思います。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 直接の一般質問の中での要望はありませんでしたので、もう自席にて答えさせていただきます。

南関町では、人権のまちづくりというのに力点をおいて、実は熊本県が国が決めましたちょうど2000年12月制定された人権教育及び啓発の推進に関する基本法という一般法が、かつての同和問題から一般施策として永久法に設置された後、熊本県は熊本県人権教育及び啓発の推進に関する基本条例を策定して、そして各自治体もその条例制定と同時に基本計画を策定することというふうなことで、南関町ではこれですが、平成21年にその基本計画を策定したところです。それによって、あらゆる人権課題への取り組みということで、議員指摘の3番目、女性問題と書いてございますけれども、ちょっとこれは表現のほうでちょっと過大かと思えます。女性の人権の確立と、いわゆる男女平等ということで考えていただいて、女性の人権の保障というのがお尋ねのポイントかというふうに思いますけれども、それに関わる南関町の課題につきましては、このようなことで施策を打ち出しています。男女共同参画社会の実現に向け、家庭及び地域社会への啓発支援を行いますというのが第1点、それから男女共同参画社会の実現を目指す職場づくりのための啓発活動、さっきおっしゃっている内容ですね。そして、3番目は学校教育の果たす役割を啓発して、学校においても男女共同参画社会実現の基盤をつくると。それから、4番

目が行政のなすべき施策についての研修を深め、男女共同参画社会の実現を図ると。この4つの基本目標の下でそれぞれの役割を果たしながら、南関町行政としては平成23年度に南関町男女共同参画計画が策定され、そして5カ年経過しましたので、昨年度、見直しを図るといようなことで、これは計画の冊子とともに、去年は24年になってからですが、全家庭に概要版を配布されております。そういった取り組みが続いてきて、今見直し中ということであります。その男女共同参画社会の基本目標は男女がともに尊重し合い、支え合う社会の実現という、いわゆる基本計画を受けて、人権のまちづくりを進めるために、4点の分野における取り組みがなされているわけです。

現状はどうかといいますと、男女共同参画が町長答弁にありましたように、意識面では非常に変容が時代の変化とともになってきたと思いますし、女性の社会進出も果たされています。ただ、事業所がそれをよく理解して、非常に困った女性の方の受け止めがちゃんとできていけば、もっと安心して女性の方が職場でも働けるような環境づくりができていくと思いますけれども、どうしてもやっぱり共同参画といいますと、女性のほうが安心してばかりではなくて、男女共同ですので、そういう意味で男性の理解を得ながら女性が活動できるような社会実現と言うのが目標になっていくかと思います。そういう意味で、男女ともに安心して職場での労働条件が整えられるというのには、まだまだ時間が必要かと思いますが、私自身の実践をちょっと紹介しますが、県は事業所あるいは労働関係の部署、ハローワークを中心とした行政機関も含めてですけれども、毎年1回、企業対象の人権啓発の講演会を開かれております。テルサあたりで持たれますけれども、私のもうちょっと何年前だったか忘れてましたが、県庁主催のその事業所対象の講演会で一度講演をさせていただきました。農協あたりの幹部の方も参加されましたし、またハローワークはそれぞれ安定局あたりの役職の方も参加いただいて、そういう意味で、まだ潮谷県政の時代でしたね、講演をしたところでしたけれども、そういうことで県としては男女共同参画のための推進というのは、非常に力を入れて毎年実施をされているところです。

町としましては、役場職員を対象とした人権啓発の研修会を年に3回もっていますが、役場職員対象、その中でも男女共同参画についてのテーマも指導員から、あるいは外部講師からの講話というのはテーマの中に入っているところであります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 詳しい説明、ありがとうございました。

1番からいきたいと思いますけど、南関町では高齢者向けとか、軽作業、短時間

の職場とか、誘致は先ほどなかなか難しいとおっしゃいましたけど、これから町長は前向きに誘致をされておりますので、そこのところをどうにか、高齢者とか女性というのはなかなか難しいとは思いますが、そういうの契約内容に少しでも入れまして誘致のほうを、私の気持ちとしてはお願いしたいんですけれども。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 女性のパートとかアルバイトとか、そういった形の中心のということとはなかなか難しいと思っておりますけれども、現在、数十社誘致できておりますけれども、その中でも今現在でも先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、パートとかアルバイトの募集はかなり出ております。南関町の方だけではどうしても足らないような状況でありまして、町外からも南関町のほうに仕事に来ていただいておりますけれども、南関町のほうでもホームページにも公表しておりますし、そういったまだまだ周知のやり方がどうかというところもありますので、企業の誘致は当然でありますけれども、そういったものも含めて女性の方に分かりやすいような、そして働きやすいような環境をつくっていきたいというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） そうですね。周知徹底をやはりどんどんやってください。なかなか私たちも就職の件を言われますけど、あたりなかつたりで、そのときがですね。だから、そういうことを周知のほうをどんどん進めてください。

それで、高齢者といいますと、南関町にはシルバーセンターがありますね。そこでシルバーセンターの現状を私はお聞きしたいんですけど、今、いろいろちょっと話の中で、シルバー人材の登録はしたばってんが仕事がなかつたりとか、そういう格差ですね。格差といいますと、この人はどこの職場に行かれたとか言われる場合がありますけど、今、登録人数とか職場がどんなところに行かれるのか、ちょっとお答えください。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業、雇用によるものを除くということで、そういった就業を希望する高齢者のための就業の機会の確保ということなどで会をつくってされているものですが、会員さんの状況は12月にお聞きしましたところ、会員が36名、うち男性が22名、女性が14名ということでお聞きしております。総会等の資料を見ましても、男女の割合は6割・4割程度で、25から26年、その程度で移行しているようでございます。

仕事としましては、聞いている部分では草刈り、除草作業とかされておりますし、あとは女性の方につきましては草取りとか、あと農集センターの管理のほうとかを受託しているというようなことを確かにお聞きしたことがあると思います。以上です。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはり現状では、臨時的・短期的、軽い仕事、そういうのが限定されていますけど、やっぱり民業圧迫の配慮があるからだと思いますね。やはりそういうのに登録しては、なかなか仕事をする人とか、私たちも頼んだことがありますけど、そういうのがなかなか作業をする人とか、そういう格差じゃないけど、そういうのが現れて、ちょっと苦情が来ないんですかね、そういうのは。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） そういったお声も届いているかと思いますが、シルバーに登録されている方の中でも、やはり年齢の問題もありますし、男女の中で仕事ができる方できない方ということで、そういった皆さんが同じ仕事ができるという環境にはないと思いますけれども、仕事に来ていただいて、同じ時間・金額で、できる人とできない人がおられるということで、そういったことでいろんな声が聞こえているんじゃないかと思いますが、シルバーのほうもいろんな教育というか、そういった研修もさせていただいておりますし、なるべく登録された方も、仕事を発注された方のほうも、気持ちよくやっていただくというような、そういったことでの取扱いはできるようにということで今もしっかりと取り組んでいるところでございますけれども、確かに個人の能力というのは、いろんな職場でも差はありますし、そういったことがこれからは支障にならないように、皆さん登録した方も、仕事を委託される方も、気持ちよく、また先ほども言いましたとおり、仕事ができるような環境づくりに今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） どうぞ誘致のほうも、そういうあるなら周知のほうをお願いするとともに、やはりシルバー人材のほうも登録人数がもう少し増えたらいいかと思えます。

それで、今度は2番になりますけど、働く女性がやっぱり急病のとき、今、町長は病気後とか病院は南関にはありませんけど、連携されるような町、そういうのはどんなですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今の質問は、そういった急病とか病気にかかれた方が、病院との連携によっていきやすいようにしてほしいということだったと思いますけれども、町でも大きな病院はございませんが、それぞれの地域に医院はありますので、そういった方のやっぱりかかりつけというか、日頃からそういった親しみをもって、そこで治療ができるような環境づくりというのが必要でありまして、やはり町外の

大きな病院にいかれるのも必要なことかも知れませんが、日頃からのそういったかかりつけをつくっていただく、そして保健センターあたりとも連携をしていただいで、いろんな健康づくり等につきましても、そういったものでなるべく町、そしてかかりつけ医あたりとのつながりの中で、そこを町内でもなるべく近いところでそういったことを聞かせていただければと思いますし、なかなか職場の中では、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、仕事をしとって、それから簡単に仕事を抜けて子どもの治療に連れて行くというのはなかなか難しいと思いますけれども、そういった職場環境づくりというのも、やはり私たちのこの役場の中でも当然、年休あたりを使っていくことになりましてけれども、皆さんがそういったことを理解し合って、これは女性だけじゃないですね、男性が連れて行くこともありますので、皆さんがそういった困ったときには、時間休でも取って連れて行けるような環境づくり、皆さんがそういったお互いに支え合えるような業務ができるようなことは心がけていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはり子どもをもって働く女性は、昨日の新聞に載っていますけど、両立はやっぱり職場の仲間を増やすことが大切ということで講演があっただけみたいですね。そういうのをやっぱり安心して啓発も行いながら、病院というと南関町にはなかなかありませんけど、日頃の近くの病院でするほうが一番いいと思いますけど、やはり私は安心して女性が子どもをもって働くような形で、是非このことをやっていただきたいと思いますし、またちょっと簡単ではございますが、3 番の女性問題、先ほど言われましたけど、私はこれは男女共同参画とっております。それで、ちょっと時間がもう午前中はありませんけど、私は家庭内で各課長さんがどこまで男女共同参画されていますか、一人ずつお聞きしたいと思います。簡単でよかですけど、時間がありませんので。

○議長（酒見 喬君） それでは、今の要望でございますので、各課長さんの家庭の状況はなかなか話しにくいとは思いますが、一言ずつお願いします。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） うちにおきましては、親と同居いたしておりまして、親の世話とか、うちの配偶者は努めてやっていただいておりますけれども、できることがあればいろいろ、家事も担うというふうなところで配偶者のほうも理解してもらっていると思います。以上です。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） うち共働きで、おふくろが6 年ほど前亡くなりましたものですから、その辺のできる家事は積極的にやろうという気持ちで、いつも



臨んでおります。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 私の家庭での男女共同参画についてということでございますが、まず家庭での掃除につきましては、私、率先して行っております。家内のほう、専業主婦をしておりますので、小さいですけど、野菜を作ったりなんかして時間を労働しておりますので、大変疲れて毎日おりますので、掃除、それから洗濯も可能な限りしております。一番はごみ集めと分別、それからごみ集積場への予定日での搬出については必ずやっておりますし、そのほか時間がある限りはしている状況です。もちろん意見を交わす中においては、十分家内の意見を聞き入れて、生活を送っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） 私も二人、共働きでございますが、今は母親と3人ですが、以前は子どもが小さかったときには、子どもの送迎とかはやっておりました。今は家庭内のことはほとんど妻と母親がやっております。私は家の外のことはほとんど私がやっております。たまにやるのが風呂掃除ぐらいでして、あとは調理とかは私は不器用なもので、そういうことをしたら味が変わるもので、そういうことはやっておりません。でも、妻ができないことはほとんど私が率先してやっております。でも、妻の考えとしては聞いたことがございませんので、そこはちょっと分かりません。できることはやっております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） うちも今はもう両親亡くなって、親父の妹ということで、叔母さんが1人と夫婦2人ということで、うちも嫁さんのほうが仕事に出まして、朝早く出るときもあれば、夜遅くまでということもございまして、できることはやろうということで、食器洗いから風呂水くみから風呂の掃除ということで、言われることはすべてやっている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 家庭のことですのでなかなか恥ずかしいですけど、30年近くもう一緒におりまして、それぞれ良いところもお互いの欠点も分かり合いながら、それぞれ自分たちができることやっていっていると私的には思っておるところですが、多分不満はいろいろあると思います。両親と娘もいますので5人で暮らしていますが、妻は仕事が今忙しくて、子どもに手がいるのが離れたときから今度はお金が要るようになりましたので、仕事に出ております。それぞれ不満を言い合いながらも、まあうまく男と女の男女共同参画という部分で、仕事のことも言いながらやっている、抽象的な表現ですが、やっているところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 私のところは、妻が仕事で朝早くて、夜帰りが遅いです。それで、最近、今まで母がすべてそういうことをやっていたんですけど、夕食の用意とか、それから掃除・洗濯、食材の買い物等を、最近ようやくやっております。改めて、やってみて、大変だなというのを実感しております。ただ、ちょっと先ほどもありましたように、それぞれ役割がありますので、話し合いの中で分担していただけたらいいなというふうに考えております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 以前は炊事・洗濯をよくやっておりましたけれども、最近なかなか忙しくて、おろそかになっているところですが、先ほど教育課長からもありましたけれども、不燃物とかのごみ出しは必ず私がやっております。それから、妻には私の年老いた親の面倒、それから孫の世話と、一生懸命やっておりますので、非常に感謝をしているところです。以上です。

○議長（酒見 喬君） 事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） うちも共稼ぎでありまして、父がいるんですけれども、父が丸っきりそういう食事関係とか何かは全然やらないものですから、朝は父うちのが食事を取りますので、あと残った後から食べる分については、皿洗いからやっています。それと、あとは都合によって遅くなったりするときには、ちゃんとメールが入りますので、それによって食事の準備が必要なときはやりますし、あとは自分ができる範囲で家のところはやっているような状況です。以上です。

○議長（酒見 喬君） 課長の現状はお尋ねいたしました。

教育長、副町長、町長についてはよろしいですか。

○9番議員（山口純子君） 聞きたいです。後でいいです。

○議長（酒見 喬君） 9番議員の質問の終わりまで延長します。

教育長。

○教育長（大里耕守君） 私の話を聞くとびっくりしなはるですよ。もう妻が病気になって、透析で32年目になりますけれども、どうしても支えにやいかんものですから、買い物、それから透析も最近ちょっと疲れていまして、月曜が特にひどいですが、土・日、血液が濁ってしまうものですから。そういうことで月曜は、1週間のうちに3、4回は私が食材買い出しから、食事の孫たちの面倒まで、夜中に息子夫婦は帰ってきますので、朝は食器類は山こづみになっておりますから、全部私が片付けて、ごみ処理なんかも全部私がします。以上で、ビックオークではよく女性の方、たくさんお会いをしております。以上です。

○議長（酒見 喬君） それでは、副町長、お願いします。

○副町長（雪野栄二君） 私も、買い物と料理は私が担当しております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 町長、お願いします。

○町長（佐藤安彦君） 最後になりますけれども、私、山口議員にはもう何回も話しておりますけれども、今朝も私は5時45分に起きて、うちの女房が5分ぐらい早く起きましたでしょうか、一緒に朝ご飯をつくって、みそ汁もちゃんと混ぜて、配膳もして、そして一緒に子どもも御飯を食べて、今日は出てきたわけですが、帰ったら、両親も一緒に住んどるものですから、両親が洗濯物は畳んでくれています。ですから、私たちの、女房とかそういった洗濯物は私がたんすの中に入れてますし、ぴしゃっとそこら辺は毎日やっております。それと、やっぱりうちのも仕事をしておりますので、今日は地域婦人会の方がたくさん来ておられますけど、地域婦人会にも加入させていただいて、そのほかの活動もいろんなことがやりたいということがあるものですから、なるべくそういったものに参加しやすいようにということで、夜、いろんな送迎とか、いろんな時間をつくってもらえるように、そういった時間も私が負担するところはしながら、負担じゃないですね。一緒にやりながらお互いの生活が楽しくなるようなことということでいつも考えております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員にお尋ねしますが、まだしばらくかかるでしょう。

○9番議員（山口純子君） はい。

○議長（酒見 喬君） それでは、昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを続行します。

9番議員の質問の番でしたので、これをお願いします。

9番議員。

○9番議員（山口純子君） 本当に、一人一人の課長さんたちが質問に答えてくださりまして、ありがとうございました。それで、本当に傍聴の方も喜んで、課長の生活が少し垣間見られたということで、長洲のほうでもちょっと質問してみようかなということでした。ありがとうございました。

それで、やはりお互いが協力しながら、総合的に見て家庭内ではしていただきたいと思いますが、PTAの参加などは、子育てに関しては女性の参加が今8割以上を占めておるそうですね。家事においても、やはり女性の負担が多いと思いますので、やはり負担にならないように、この男女共同参画の一環として、今後も続け

ていつてほしいと思います。そしてまた、女性と男性がともにいきいき輝く南関町を目指していつてほしいと思いますし、庁舎内からもやっぱり啓発をお願いしたいと思います。例えば女性がお茶くみじゃなくて、今、実践されていると思いますけど、私たちが男女共同参画の懇話会に入っていたときに、そういうのをまず課題にいたしました。そして、女性がお茶を、お互いともに職場内で仕事をする以上はやはりそういう、それでまた男性の学習もお願いしますと、ここに私が質問していますが、どうでしょうか。男女共同参画の方面で。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 町におきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、南関町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業種行動計画というものを策定いたしております。その中で女性の採用数を増やすというふうな努力、それから管理職を増やすという努力等についても、目標として掲げておるところです。それにつきましても公表していくというふうなことでございまして、今現在、各職場でもそのような形で、先ほど言われましたお茶をくむとかいうところについては、そこそこの職場でそのような対応をされていると。具体的に申しますと、総務課では朝からお茶は自分でというふうなところもございまして、洗い物とかは今進んでされていることもございまして、学習はできているものと。ただ、これから先も進めていかななくてはならないというようには、まだ感じているところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） そのように、少しずつでも庁舎内から家庭からとかいつて、そしてまたこの男女共同参画が平成19年に発足しまして、懇話会が設置されて、意識調査をこのときされております、先代の町長の時代にですね。それで、条例までに行くということが一応この懇話会の中であってございましたけど、私が今この会に入っておりませんが、今の進捗状態はどうなっておりますでしょうか、男女共同参画推進事業。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 私もちよつと不案内でございまして、はっきりと答えることはできないんですけども、条例化までは進んでいないというふうな状況ではなかろうかと思うところです。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） それが一番目的なんですよね。どこの町でも今、条例化までは、よそのいろんな町でこれを調べられると分かると思いますけど、この条例化まではお願いしておきます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今現在、懇話会がまだ活動中ということでございます。その中で議論されていくものというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 町長も本当に、1億総活躍社会を目指すと国も宣言されて、やはり少子高齢化に歯止めをかけるために、50年後も人口1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指しますということになっておりますけど、やはり国においては働き方改革とかいろいろ、実現推進室が平成28年9月2日にできまして、町長もよく言われますけど、先ほど冒頭の御挨拶でどういうことを、先ほどちょっと触れられましたけど、南関町しかできないことを目指しているとおっしゃいましたけど、どんな、もう一回お願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 南関町の特色を生かした南関町にしかできないということも申し上げておりますけど、これはもう男女共同参画に限ったことではございません。いろんなまちづくり、すべての総括的な表現で出しておりますので、男女共同参画のまちづくりにつきましては、今条例のお話も出していただきましたけれども、私はその最終的には条例も必要かという、そういった思いはありますけれども、まずやっぱり条例にこだわることなく、やはり本当にその職場で働く人、その地域に住む人が自分たちが満足できるような、そういった男女共同参画のまちづくりになるようにということで、それぞれの個人個人がそういった思いにつながるようなまちづくりをしたいと思っておりますので、またそれがこういったもので進めますと、その一つひとつの事業をとすることはなかなか申し上げられませんが、やっぱり私は最終的には個人の皆さんがどう思うか、そういったことで満足できるようなまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） そのように期待しております。

まとめに入りたいと思っておりますけど、やっぱり先月、厚生労働省が公表した2015年国民健康栄養調査において、睡眠時間が今6時間未満が4割を超えたという報告がありまして、一番多かった時間帯は6時間から7時間となっております。やはり医療機関から最低7時間が必要とされておりますけど、6時間未満とされる女性の意見では十分睡眠が取れていない原因の中には、家事、育児、仕事とされておりますけど、また社会環境の変化とともに寝る時間が遅くなった。パソコン、スマホなどもあると思いますが、町民の皆さまには健康な日常生活を送っていただきたいと願っております。町としては、福祉、教育など、さまざまな分野で取り組みをさ

れておりますけど、日常生活において女性が働きながら、余裕をもって家事、育児ができるように切にお願いいたします。

そして、最後に、やはり高齢者、先ほど何回も言いましたけど、高齢者、女性、軽作業ができる職場、整備をしていただき、1万人総活躍南関町を目指していただきたいと思いますして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 以上で9番議員の一般質問は終了しました。

続いて、3番議員の質問を許します。

3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） こんにちは。3番議員の井下でございます。

今回は、介護保険制度改正による諸事情について質問させていただきます。

さて、平成12年4月、介護保険法が施行されて以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大していく中、介護保険制度は老後の安心を与える仕組みとして、ずっとこれまで定着してまいりました。そんな中、平成13年5月から平成17年4月までの4年間を見ても、在宅サービスを中心に事業者の参入が多く、特に営利法人は2万1,882事業所から5万585事業所へ131%の増、NPO法人においては682事業所から2,735事業所まで301%増と報告がなされています。これはWAMNETベースから数字を引用させていただきました。そのような背景の中、平成27年4月からの介護保険の予防給付のうちに、介護予防訪問介護、通称ヘルパーですね、俗にいうヘルパー事業と、介護予防通所介護、これも俗にいうデイサービスです。これらが介護予防日常生活支援総合事業、つまり今後総合事業移行されることにより、市町村の事業として実施されることになっております。ただ、これには暫定期間として2年間が設けられておりましたが、この2年間もういよいよ今年度で終わりになります。

そこで質問に入りたいと思いますが、一つ目はこの総合事業も踏まえたところで、介護保険制度改正後の南関町の方向性を聞きたいと思っております。そして、二つ目になりますが、今、介護保険料の全国平均、これは第1期が2,911円、第2期が3,293円。第3期4,090円、第5期4,972円、ともにずっと上昇傾向になっております。さらには、2025年においては8,200円程度の予想がもう立てられております。そこで、南関町における介護保険料のこれまでの推移と、今後の予想についてお尋ねをします。そして、最後に現在の介護保険予防事業の状況と今後の展開について、さらにお尋ねしたいと思います。

あとは議席において続けますので、理解ある答弁をよろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、井下議員の介護保険制度改正による諸事情についての御質問にお答えいたします。

まず、①の介護保険改正後、南関町の方向性はどの御質問ですが、この改正はいわゆる団塊の世代が75歳以上とされます2025年を見据えての見直しでありまして、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実する地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しなどが行われたところであります。

本町でもこの制度改正を踏まえて策定いたしました平成27年4月から第6期老人保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で高齢者がいきいきと活動的に暮らせる町を基本理念として、各施策に取り組んでいるところであります。中でも将来を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けましては、町が主体となり、関係する機関、団体、地域住民などが一体となって、介護予防、日常生活支援総合事業を含んだ地域支援事業の充実に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、②のこれまでの介護保険料の推移と今後の予想はどの御質問ですが、平成12年4月から始まりました第1期の保険料基準額は3,200円でしたが、少子高齢化、介護認定者数の増加、サービスの充実などにより、事業費の伸びが続き、現在、第6期は5,750円となっています。

また、今後の予想はということでございますが、先ほど申し上げました総合事業等に取り組んでまいりますが、これまでの推移、今後の少子高齢化の進展などから考えますと、保険料の上昇は避けられないのではないかと考えております。第6期計画の保険料、これはあくまで推計額になりますが、平成32年度で7,233円、平成37年度で8,814円となっているところであります。

最後に、③の現在の介護予防の状況と今後の展開についての御質問ですが、現在の介護予防、日常生活総合事業は経過措置を適用し行っていますが、平成29年4月から新事業に移行して行うこととなります。また、介護予防事業の中で地区の公民館や集会場で行っております介護予防教室、元気づくりクラブの実施状況につきましては、平成27年度の実績で、教室の数は45カ所、参加人数は延べで2万3,500人となっております。平成21年度に18教室、5,771人だったものが、平成23年度から現在の形になりまして、教室数、参加人数等も直実に増えてきている現状でございます。

今後の展開についてですが、昨年度作成しました南関町まち・ひと・しごと総合戦略の施策としても元気づくりの促進を取り上げており、多くの方に参加いただけるよう、そして介護予防への意識向上にも努めていきたいと考えております。また

同時に、要支援者・要介護者の方などが参加しやすい、住民が主体となった通いの場づくりも推進していきたいと思えます。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長がお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 私のほうからは、まず介護保険の改正後、南関町の方向性とはということでの答えですけれども、主な改正点としてありました、新しい総合事業、介護予防、日常生活支援総合事業への取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

改正によりまして、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護が、予防給付によるサービスから市町村が地域の実情に応じた取り組みができると、地域支援事業に移行することとなり、本町では2年間の経過措置を適用しまして、平成29年4月から、来年の4月からの開始に向けて準備しているところでございます。

サービスの内容につきましては、国が示しましたガイドラインを基に要支援者の予防、利用状況等を把握するためのアンケート調査の実施、そしてまた社会福祉協議会の意見等を聞いた上で、多様なサービスが行えるようにということで検討いたしまして、現行に相当するサービスに加えまして、効果的・効率的なサービスを行えるよう基準を緩和したサービスなどを行うことといたしました。

次に、2番目のこれまでの介護保険料の推移につきましてですが、町の保険料の基準額は3年ごとに見直しとなっております、平成12年度からの第1期、15年度からの第2期ともに、先ほど町長も答弁されましたが3,200円、それから18年度からの第3期は4,200円、平成21年度からの第4期は4,890円、平成24年度からの第5期が4,990円で、現在は5,750円ということでございます。

今後の予想につきましても、先ほど町長が申し上げましたように、推計してはいますが、これは第6期の計画策定時に平成32年と37年、2025年になりますが、保険料の推計をして掲載をしているところです。来年度29年度には、第7期の計画を策定いたしますので、その時点でのまた推計ができるのではないかなと思っております。

私の答弁は、以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。

今、町長の答弁にもありましたけれども、非常にこの南関町の高齢者に対しては、いろんな優しい政策が行われているものと思え、本当にいづらか安心しております。



そんな中で、もう暫定期間が、この前全員協議会で説明はあったんですけども、もうこれは完全にこの2年間で終わって、その新たな総合事業に対してのもう取組内容とか枠組みは、もうほとんど今完成しているのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先日、全員協議会で御説明いたしましたように、総合事業、通所介護ですね、通所と訪問のほうのサービスのほうは決めているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 非常に自分たちも全協で聞いた上、ものすごく今度、何かこう複雑に感じて、サービスの内容は変わらなくても、その時間の短縮とか、サービスの低下につながるかなとか、いろんなちょっと懸念する部分もあったんですけども、今、この総合事業にはサービス事業と一般介護予防事業が、今後新たにうたわれていますけれども、これは今まで南関町で同じようなこともされてきたと思うんですけども、大きく変わる点とかもしございましたら、その辺をちょっとここで教えてもらいたいです。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護予防生活支援サービス事業につきましては、現行を移行します訪問介護と通所介護は、現行に相当するサービスに加えて、緩和した基準ということで申し上げておりますが、例えば訪問型サービスの緩和したサービスにつきましては、身体介護がなくて、サービス提供時間を45分、それから週2回程度とするということなどがありますが、利用される方の状況等によりましてケアプランを作成することになりますので、その方に必要なサービスを行うということに変わりはないと思っております。

また、総合事業の開始によりまして、これまで、要支援1・2の方だけでしたが、その1・2以外の方にも基本チェックリストというのをやりまして、それによりまして事業の対象となられた方、生活機能の低下がみられた方ということになりますが、その方は緩和した基準のサービスを受けることができるようになるということになります。

あと、一般介護予防事業につきましては、特に変わらないというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） なかなか難しくなるように自分は感じてはいますが、この今の段階でもう住民とか、その事業者の方に対する説明会とかはもう今現在行われているのか、今後行われるのか、もう済んでいるのか、その辺はどうなってお

りますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 説明会につきましては、先日、全協のほうでもちょっと言ったとは思っておりますが、事業所につきましては8月10日に説明会を保健センターで行っております。質問等も受けて、お答えしているところです。

それから、住民の方には、ホームページ等、あるいはまた今度広報に、1月号には始まりますということで載せたりするようにしております。また、4月号あたりにはもう少し中身を載せたいなど、そういうことは予定しております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 事業所の説明は早かったということで、ある程度安心したんですけれども、住民の方はこれは広報だけじゃ、どうしてもやっぱりちょっと見ない人もおられると思いますし、自分たちも資料を見ても、なかなかそこに対象にならなければ、自分のその体調によってとか、身体の状態によっての制度改正というのは分かりにくいと思いますので、できれば住民に対する対象者、今その要支援に移行される方の対象者や、今度対象となられる予備群、そういった方たちに対しても説明会をできれば、今、健康サロン、元気づくりの体操とかあっていますよね。そういうところに行って説明会を、当の利用者の方に直接話してもらったりとか、あとは今デイサービスに通われているところがあれば、その施設に出向いて説明会をすとか、そういったこともやってもらいたいと思うんですけれども、住民の方に対しては大牟田も荒尾ももうちゃんと済んでおります。玉名市においては住民の方に対して50ページにわたる説明書がありますけれども、こういうことはもうずっとされてきております。なぜそこを早くしてもらいたいかなどというのは、利用者の方も自分でどうしたらいいか、多分分からない人も多いと思うんですよね。そこを家族の方とも話をし、どういうサービスをどうやって受けていこうとか、説明を聞いた上で、またこちらからそういう提案をして、またそこに対する疑問点とか出てきて、何度かやり取りしていかないと、なかなかスムーズにいかないと思うんですけれども、その辺に関してはどんなふうに考えられますかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 住民の方につきましては、広報あるいはホームページで知らせていきたいというふうに思っております。

それから、利用者の方につきましては、それぞれ市町村でやり方はちょっと違ったりしてはいますが、町の予定としましては、現在利用されている方は更新がまいりますので、更新時に説明を。更新につきましては、地域包括の職員が関係しますので、そのときに説明をして、話をしながら進めていくと。だから、もうその

とき、実際になったときに、更新になったときにしていきたいというふうに予定しております。

それから、新規の方については、もう実際どの方が新規になられたか分かりませんので、窓口に来られたときに、もちろん本人さんですが、御家族に制度がこういうふうになりましたというのを説明して、利用のほうをまた決めていくことになると思いますので、特に全体的な説明というのは考えておりません。利用されている方は事業所のほうにはもう説明も行っておりますので、事業所のほうから伝わるように、この辺はまた考えていけるのかなとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） もうそこは誰も取りこぼしがないように、きちんと行き届いた説明会を、説明会じゃなくてももう漏れることのないように説明を丁寧にやってほしいと思います。

もう一つちょっと心配なことになるんですけども、今、要支援1・2の対象者の方で市町村にもう予防給付が回されるということで、国からの給付が要介護のほうにならないと取れないということで、今、要支援の方が要介護の認定を欲しくて、今までどおり要介護の利用がしたいというところで、再認定の希望をする人が増えてきやしないかというふうにちょっと思うところもあるんですけど、そういう人は今まだおられませんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） そういうことで再認定というのは特にありませんし、再認定の際には理由も聞いておりますので、そういった例は今のところございません。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 自分もちょっと話を聞いて、わあもう要支援が駄目なら、もう要介護に移らにゃいかんから、再認定を希望しようかなという話もちらちら聞いたものですから、もうそういうことが、なるべくないほうがいいと思いますし、今あっていないなら、もうそれは今の時点ではもう安心なんですけれども、今後そういう方が出てこないとも限らない、これは懸念事項ですから、そういうところも含めて一緒に説明会を行ってほしいと思います。

そこで、今、平成28年3月時点で、今要支援1・2の認定者数は最近減少傾向にあるというふうに数字で出ていますけれども、それでも今南関町に186名、この前数字をいただきましたが、おられます。これから要支援・要介護となっていられるだろうというところの予備群の数を入れたら、もうとんでもない数字になるんじゃないかと思います。そんなに多いがいいというわけじゃないから、少ないほうがいいんですけれども、少なくとも186名以上にはなりません。そこで、これま

でのこの方たちのケアマネージメントはすべて地域包括支援センターのほうで南関町においては行われていたんでしょうか。それとまた、今後の総合事業に関しても介護予防の観点から、この包括支援センターが一番の要になるんじゃないかと思っておりますけれども、そこはどのように考えておられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 最初に御質問がありましたケアマネージメントの件ですけれども、すべて包括が中心となって行ってきております。

それから、総合事業に関しましてですが、地域包括支援センターが一番の中心的役割を果たしていくというふうに思っておるところですし、そういった事業やほかに地域支援事業にあります包括的支援事業を一体的に実施するための、地域包括は拠点として、その役割を果たしていくために、強化をしていきたいというふうには思っております。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 包括支援センターの主な設置主体は南関町ですよ。各市町村にあります。そこには保健師、社会福祉士、主任ケアマネ当が配置されており、その地域の介護予防や日々の暮らしをいろんな側面からサポートしてこられていることは、もう重々皆さん御存じだと思いますけれども、今その包括支援センターに何名の職員さんが在籍されているんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 一般職員、正職員が保健師、社会福祉士等で3名ですね。それと、再任用の職員が1人、それと非常勤の職員が3人で、合計7名ということですが、保健センターの課長補佐が兼務ということですので、兼務をもう1人別にやっているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） これまでも、これからも、この介護予防事業の中心と、今課長も言われたとおり、これからも中心なってもらわなくてはいけない、その仕事とその方たちですけれども、実際その包括の人たちが何をしているのか、どういう仕事をされているのか、よく分からないという意見をよく聞きます。だから、何事も相談するなら福祉課とか社協とかの話はよく聞きます。けれども、一番のその介護予防、これからの介護予防に関しても、今の介護予防に関しても、一番の中心にならなくちゃいけないそこがあまり知られていないように思えるんですけれども、この包括には権利擁護、総合相談、介護予防ケアマネージメント、包括的・継続的ケアマネージメント等の大きな役割分担した仕事があるように見れば書いてあるんですけれども、これは南関町でこのそれぞれに対して、今どういうことをされてい

るんでしょうか。もうこれは簡単で構いませんけれども、住民の皆さんにも大きくいろいろお知らせしておいたほうがいいかなと思ってあえて聞きますけれども、簡単でいいですから、そこをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 直接、私も行っているわけではありませんけれども、権利擁護業務につきましては、高齢者の虐待防止とか、その対応などになってまいります。そういう方への支援ということで、例えば成年後見制度の利用を紹介するとか、そういったことになってまいります。

それから、総合相談、こういった業務は、総合的な相談を受けるということで、それぞれ相談を受けた方への対応、制度の利用とかにつなげる支援などを行ってまして、認知症の方の相談や施設入所の方の相談とか、そういったものが出てくるようでございます。

それから、介護予防のケアマネジメント業務につきましては、具体的にいけば要支援1・2の方のケアプランの作成とか、そういったサービス事業との調整とか、そういったものを行っているということでございます。

それと、最後の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務というのは、介護支援専門員の研修とかを行ったり、あるいはそういった専門員からの困難事例の相談対応とか、関係機関あるいは介護福祉関係の事業所や医療機関とか、民生委員さんだったり、そういった方々とのネットワークづくりなどを行う仕事ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今聞いただけでも、非常に大事な仕事だと思っております。それだけの大事な仕事を今されているのであれば、もっともっと活動内容を広報していただいて、ああこういうことは包括に聞けばいいんだと、そういうのを住民の皆さん方も理解してもらえるようなやり方もやってほしいと思います。でないと、せっかく一生懸命仕事をされている方は、自分のようにあまり仕事が見えんと言われたら、非常に不愉快な思いもされるだろうし、失礼にもなると思います。ですから、そのためには大きな窓口を包括の中にも置いて、そしてこういうのは包括のほうですべて相談を受けますよとか、そういった形でもっと大きく是非公開してほしいと思います。それだけの仕事をされているのに、また今後、29年からもっと複雑になってくると思います。今までの人数で大丈夫ですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） はい。業務等の状況に応じて、必要な体制をつくっていかなければならないというふうに思っていますが、今のところ、それでやっていくと

ということとなっております。人数のことはもう課長レベルではございませんので。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 職員の問題でありますけれども、これまでもやっぱり私もいろんなそういったことを、地域包括の中でも伺っておりますけれども、やはり外に出てそれぞれの住民の方と色々な話をしながら、そういった介護予防事務を進めるということも大事でありまして、去年ぐらいから検診率もかなり上がってきております、介護だけじゃなくてですね。そういったこともやはり町民の皆さんと色々な直接話をすることによってつながってまいりますので、やっぱり心の問題もですけども、介護予防もそうです。やっぱりそういったところに人的にまだ増やす必要があるとするなら、特に保健師あたりは専門職でありますので、そういった専門職が必要であれば、そういった配置についても今後考えていかなければならないと思っております。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 誤解してもらいたくはないんですけど、これは能力のことを言っているんじゃないくて、あくまでも物理的な側面で言っているわけですから、今後ますます事業内容が増えてきたら、そういうのも是非検討していってもらいながら、いつまでも職員さんが残業することなく、適正な仕事を適正な時間で終われるような、そういった仕事の環境配分をしていってほしい、そういう意味で言ったものです。

例えば、相談等においては、高齢者の虐待等がありましたけれども、そういった相談等があって、虐待に限らず、いろんな相談もあると思いますけれども、そういったのはあくまで電話対応、それともう直接出向いて、その場その場かなとは思いうんですけれども、できれば出向いて行って、きちっと対象者に対して説明をしていってほしいと思うんですけれども、今どういうふうなやり方をされているのかというのと、特に今、介護予防のケアマネジメントでよく聞くが、嚥下（えんか）機能が低下して、物を噛めなくなる。もう流動食でないと駄目と、そういう人たちが何か今増えているように自分も思います。そのため、口腔機能向上教室等も、これはもう今行うべきだと思っているんですけれども、そういうのは今されているのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 最初の総合相談といいますか、包括への相談に対する対応ですけれども、電話での対応なのかというようなことですが、相談自体は例えば年間で、去年で560件ほど総合相談があっていますが、電話がそのうちの370ぐらいとか、電話が多いようでございます。

対応につきましては、電話で対応できるものは電話で、あるいはもう電話ではちょっと話せないようでしたら、実際訪問したりなどして、それこそもうケースバイケースで、そのときの対応の中で一番いいだろうと担当が思った判断で対応に努めているということでございます。

それから、もう一つありました嚙下（えんか）機能ですかね、口腔機能向上の教室につきましては、ケアマネジメントということでございますので、利用されている要支援が必要な方には、サービス事業所でそういったことが行われているということでございます。また、包括のほうでは予防のための指導を行っているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 相談に関しては、より今以上に、今先ほども申しましたけれども、人間的なことも出てくるとは思いますけれども、できるだけ配慮ある丁寧な説明を今後も今まで以上にやってほしいと思います。

それから、口腔機能向上、これに関してもいろいろ保健センター、社協さん、事業所、この連携も必要な中で今後展開していかなければならない事業の一つだと思いますので、そこの連携も是非よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、今後、本当に包括さんは大変な仕事が増えてくると思うんですけども、その中の一つで仕分け作業というのがあります。チェック表を見ながら、こういうサービスがいいですよ、こういうサービスがいいですよ、その振り分けですね。これをされていかなければならないと思うんですけども、事業所のほうは、これは自分も名前は出さないんですけども、玉名のほうの事業所で、もう市町村に予防給付の事業が投げられるということで、介護予防を事業のサービスから外して、介護事業だけに取り組むというような事業所も出てきていると聞いております。だから、仕分けされて、そこを利用したらどうですかと言われて、行っても受け皿はないということが実際起きているところもありますので、その辺は今のところなければもうそれでいいんですけども、そういう可能性がないとも限りませんから、事業所との連携を今後ますます慎重に確実にやった上で仕分け作業に取り組んでもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 事業所につきましては、年明けて指定の募集といたしますか、受付を、事業所指定のほうの手続きに入りたいと思っておりますので、これから先のことですので、町のほうとしては指定申請が出るものだと思っておりますし、予定しているサービスの量が、予定しているというか、必要なサービスの量が提供できるような事業者さんに町のほうのサービスを実施していただきたいというふうに、今

のところは思っているところでございます。まだ先のことですので、ほかのところのことは存じ上げていませんけれども、そういうふうにやっていただけるものというふうには思っていますけど、議員がおっしゃったようなところはまだ周りの状況も知りたいというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 本当にもう先ほども言いましたけれども、取りこぼしがなく、利用者の方が、言葉は悪いんですけど、路頭に迷わないように、きちんとしたところで、きちんとしたサービスが受けられるように、そのためには何回かここでも、この質問の場でも言っているんですけども、目標と目的は同じところにあるわけですから、行政とか民間とか、そういうのはもう分け隔てなく、NPOの社協もですけども、みんなで連携して、今以上にネットワークを構築して情報の共有の下、これからもっとそういうことが大事になってくると思っていますので、活動してほしいと思いますし、どこの担当の部署がどういうことをやっているというのを、もう少し分かりやすくお知らせしていただければ、相談する側ももっと相談しやすい環境になりはしないかと思えます。是非そこは今後の対応を検討していただきたいと思います。

2 番目の介護保険料の推移、これはもう全国平均と今後の予想は、前で登壇したとき言いましたけれども、確実に上昇傾向にあると思えます。これに対して町が今考えておられることとか、今後こういうことをやろうかと思うのがあれば、それをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 具体的なことではありますけど、先ほど申し上げました第6期の計画におきましても、保険料についてはもちろん上昇していくと思えますけれども、まず上昇を抑えることは非常に難しいとは思いますが、町といたしましてはまず町長も最初の答弁で申し上げましたように、現在も行っています介護予防事業に力を入れて、少しでも長く元気でいていただくと。そして、もし介護が必要な状態になられても、住み慣れた地域で暮らされるように、状況に応じた支援が今まで以上にできるような体制を、もちろんつくっていかないといけないということで、在宅医療と介護の連携とか、そういった推進、現在も話を進めておりますが、そういった包括的支援事業ということで充実を図っていきたいということでは考えております。来年度また第7期の計画の策定となりますので、そういったときにも関係者の皆さまの御意見も伺いながら、6期、7期と続けて、継続した事業に取り組んでいきたいというふうに、担当課のほうでは思っております。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。



○3番議員（井下忠俊君） できるだけいろんなことを考えられ得ることを考えながら、どこの町でも同じだと思えるんですけども、南関町は南関町独自の考えがあれば、それを進めていって、できるだけ介護保険料の減少につなげていってほしいと思いますけれども、今、NPOのA-l i f eなんかが行っている健康体操、これはその対象になる人にとっては非常に効果が出ていると思うんですけども、介護保険料の金額の上昇傾向に対する歯止めという観点からいえば、今その結果としてまだ数字は出ていませんか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 現在行っております介護予防教室がこの介護保険料の上昇にどの程度歯止めになっているかというのは、正直分かりません。ただ、保険料に限らず、多くの方に体操のほうに参加していただくということは、身体機能だけじゃなくて、地域とのコミュニケーションだったり、見守り、そういったものにもつながりますし、全体としては介護予防に効果があっていると、事業としては効果があっているというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 体操だけではなく、今課長が言われたように、見守りとか、今日誰が来てないから行ってみようとか、そういった地域での見守りにはもう、いろんな側面から効果は出ているんじゃないかとは思いますが、A-l i f eなんかのホームページを見ますと、医療費軽減を目的とした介護予防、健康増進事業となっておりますけれども、その医療費の削減についても数値的には何も出ていませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在のところ、南関町で医療費の推計というか、そこまでの調査結果把握は出ておりませんが、参考になるということであれば、この元気づくりシステムを一番最初に日本で取り組んでいます三重県のいなべ市が、これはもう大学もつくって、私たちも一緒に共同で動いているんですけども、そのいなべ市においてはちょっと数値的にははっきりここでは覚えておりませんが、医療費が下がってきているという、そういったデータは出ておりました。ということで、国においてもそういった発表をされておるんですけども、南関町のほうも今、長崎国際大学とも連携を図りながら、いろんなそういったところで数値が出せるようにということで、これから数値を出したらということで、そういったことを取り組んでいる状況ではございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今、第一番目にいなべ市ですかね、そこがそういう結果が

出ているとすれば、同じようにやっていけば南関町でも同じような結果が出るんじゃないかと、それは大いに予測し期待ができるころだと思いますけれども、先ほどA-l i f eなんかんの元気づくりの体操、これに対する拠点も増えてきているということは分かります。人数に関しては延べ人数で言われましたけれども、延べ人数は減ることはなかいですよね。うちの地元あたりも若干、当初から半分ぐらいの人数になっていますけれども、その参加人数の減少とか増加は、それはもう今、数字として把握されていますか。延べ人数はずっとどんだんどんだん増える一方かなと思いますけれど。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 参加延べ人数も、その時々で参加された方の回数ですので、もちろん増えてきております。教室数も増えて、参加される方も増えていらっやいますので、延べ人数もまた増えてきていると、回数も増えてきていると。実際参加されている方も絶えてきているということでございます。人数としまして、以前、包括でちょっと聞いたところでは、確か27年度、昨年度、65歳以上の方が580人ぐらいは実人数で、確か580の参加で、その前は多分、もちろんずっと伸びてきていますので、実人員も増えてきているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） もう増えてきているのであれば、それはもうまず言うことはなくて、皆さんはそういうふうな取り組み、自分で意欲的に出て来られているんだから、それはそれで良いことだと思いますけれども、ただ自分の地元はそういう状況だったものですから、当初は参加されよるときは、みんな気合い入れて参加されます。けれども、そこでリーダー育成とかになっていますけれども、そのリーダーに合う合わん、いろんな話を聞きながら、もうしばらく行っていないとか。ただ、メンバー的にはずっと登録はしてあるごたる、そういうふうな状況の幽霊会員さんも出てきているんじゃないかとは思いますが、けど、それは数字に従って、増えていけばもうそれでいいと思うんですけど、もう改めて聞きますけれども、このA-l i f eに対して委託金は今年間いくら支払われていますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先ほどの参加人数ですけれども、毎回開催ごとに委託先から何名参加だったと、教室ごとに報告はあっていますので、それが伸びてきているということでございます。実際の参加人数で報告は上がってきていると思っております。

委託金ですけれども、平成27年度の実績で2,195万円ほどとなっているころです。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 2,000 万円超えといえば、非常に大きい金額だと思います。けど、そのお陰で住民の高齢者の方が健康になれば、これはもうお金が云々の話じゃないと思いますので、それはもう全然いいと思いますけれども、それだけの委託金を町から委託される場合であるなら、時々そういった健康体操とかに委託側としては顔を出して、いろんな状況確認とか、いろんな高齢者の方の話とか、そういうことを聞くことに努められたりとかもやってあるんですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 包括支援センターの職員自体が正職員 3 人ということでございます、先ほど申し上げましたようにですね。その職員がリーダーの養成時から、そういう講習時から関わりをもっておりますし、そういった方と顔の見える関係を構築するように努めているということでございます。教室のほうにも何度も何度もじゃないんですけども、できる限り出向いて、各教室 4 5 カ所以上ありますので、そういったところへも出向いて顔ぶれ、雰囲気は把握できるようには考えているということですが、実際なかなか出て行けないこともまたあるということも現実ではあるようでございます。ただ、関わりは最初から、リーダーのときにも持っておりますので、また委託先からと連絡は取りながら把握はしておりますので、介護予防リーダーの事務局も地域包括等でやっていますし、またそういった研修の企画等もやっているということで、関わりはもって当然やっているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） その体操に行っている方で、高齢者の中には 60 代もおられる、80 代、強いて言えば 90 代の方がおられるかも知れません。その人たちがちょっと物足りなかったり、私にはきつすぎるとか、年代別でやっぱりいろいろ問題が出てくると思いますし、それをすぐにどうしてくれとかじゃないんですけども、そういった声も自分には聞こえますので、これをできればちょこちょこ行かれて、いろんな声を聞いて、その声を反映していただければ、もっこの健康体操は有意義なものになるんじゃないかとも思いますし、数字でまだこういう結果が出ていないということであれば、行って話をされたら、前はこれだけあまり元気がなかった方がこういうふう元気になったとか、肌で感じられる部分があると思うんですよ。そういうところもどんどん PR もしていただきたいと思います。なるべくその現場に行ってもらいたいと思いますし、先ほど町長から答弁でありましたけれども、長崎国際大学、これに関しては結果報告はいつですか。これは教育課長かな。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 先ほどありましたけれども、長崎国際大学及び長崎大学で調査研究がされており、平成29年5月21日に南関町はホテルセキアで開催予定の第11回全国スポーツクラブ会議 in 南関の場で、何らかの指標を結果報告がなされるものと思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 大学の先生というのは、非常に簡単なことを難しく言う傾向もあると思います。ですから、このセキアに行かれたそういった人たちはそこで状況を把握できるかも知れませんが、南関の人たち、この人たちにはそこで報告された発表を分かりやすくかいつまんで、全町民の方にお知らせできるようなことをやってください。そこで発表されました、自分たちは理解しましたじゃなくて、全部が対象のことですから、そこは是非お願いしたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） はい。御指摘のとおり、この全国会議の場で報告がなされると思いますが、その内容については町の広報紙、それからいろんな場面でお知らせができればと思いますし、また内容も御指摘のとおり、住民の方が分かりやすいような言葉等で報告するということが必要になるかなとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 是非、そこはよろしく願います。

さまざまなことを、さまざまな形で、非常に高齢者の福祉に関して町はいろんな形で取り組んでおられると思いますので、非常にそれは素晴らしいと思います。けれども、最後に今後のことで話へ入っていきますけれども、今現在、もうこれは一つの提案なんですけれども、町に15のボランティア団体が今活動されております。この中には高齢者だけではなく、子どもさんとかいろんな立場で、いろんな形でボランティアがありますけれども、ここに無駄な団体というのは一つもないと思います。そういった人たちがほとんど今実費で活動されています。こういうことを言えば、A-l i f eの委託金を腹一杯聞きましたので、そこを下げろとか、そういうつもりはないです。下げろと言うんじゃないけれども、今の時代、ボランティアという言葉だけで簡単に片付けられる時代じゃないと思いますけれども、そこはどんなふうに。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） ボランティア連絡協議会に登録されている数ははっきり覚えていませんが、登録されてボランティア等を、社協のほうが事務局になりまして取りまとめて、ボランティアをやっていただいています。補助金とかそういったも

のを町のほうからは出しておりませんが、出していなかったと思いますけど、社協のほうからはいくらか連絡協議会のほうに補助金という形で出ていたと思います。

ボランティアという言葉だけではということですがけれども、例えば今回の震災の対応を見ましても、ボランティアだからできることがあると思います。ケースによるでしょうけれども、それこそ柔軟な対応だったり、量的にも本当、人が集まればすごい力になると、そして早いということもあると思います。また、ボランティアにできないことは、関連する団体の企業だったり、それからもちろん社協だったりありますし、行政がしなければいけない公的な援助というのは行政がもちろんしていくと。それらをうまく調整していく、合わせていくということで、それぞれの福祉のほうから、介護だけじゃないんですけれども、そういった支援のほうにつなげていければということで、常々私は考えております。ボランティアはボランティアとしてますます必要になってくると思います。それに対する支援は財政的などということだけではないんですけど、行政としても関わりがますます大事になってくるというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、3番議員の質問の番でしたので、これを続行してください。

3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 今、課長からボランティアの件で話をもらいましたけれども、今度の総合事業に関しても、ボランティアというところに依存するところはかなり多くなってくると思います。昨日も生活研究グループのほうから案内されまして、食のフォーラムに行ってまいりました。そこにはもう地産地消、町長も一緒に、副町長も同席されていたから、よく分かれると思いますけれども、地産地消を基に無添加にこだわった数多くの料理が披露され、自分たちもそこで試食をさせていただいて、いい経験をさせてもらいました。けど、それも聞けばボランティアということで、こういった活動においてもいくらかの補助金があれば、それを活用して、時には一般の人にも開放してもらいながら、多くの人にその内容を、作り方とか、それを広めていったり、また時間があればサロンなどの健康体操の拠点に行かれて、そこで作り方を指導されたりとか、いろんな方にそれを広めていくことができると思います。そこにお金がすべてじゃなかですけどね、そこにいくらかの補助で助け

てもらえれば、手伝ってもらえればなどは思います。こしこ欲しいから、これだけくれじゃなくて、年間の活動をきちんと聞いた上で、100%じゃなくても、その50%でも構わないと思いますけれども、いくらかそういう形が町としても欲しいなどは思います。

ほかにも、これは高齢者の方から聞いたんですけれども、A-l i f eの案内で会費を払って薬膳料理をセキアに二度ほど食べに行かれた方がおられます。けど、2回食べても、健康にはほとんど変わらないです。何でお金を払ったかなて、自分にそういうふうなことを言われたものですから、そういうのをこういった生活研究グループの人たちに食べてもらい、料理を研究してもらい、それもまた今言ったように、サロンとかに出向いてもらって広めてもらえたら、みんながこういうのを参考にできるし、利用できるし、食できるようになると思います。これが全部じゃないですけれどもね、こういった形でそんなところも一つの補助金として、今後検討していただければと思います。町長、どうですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 昨日、私もうから館のほうへ行かせていただきましたけれど、素晴らしい料理で、皆さんお喜びになっておりました。A-l i f eは当然、介護予防事業で南関町全体で45カ所のそういったいろんな指導もしていただいております。ただ、ボランティア団体の皆さんにこういった補助金があるのかということでもありますけれども、それぞれの団体に対しては、先ほど福祉課長からも申し上げましたとおり、町が直接じゃない場合も、町の社協を通じていろんな補助金あたりも出ているのもありますし、それぞれの団体が目的に応じて自分たちの活動もされておりますので、自分たちの団体のための活動、そして今井下議員が言われているのは、その皆さんが南関町の町民の皆さんに役立つような活動をしたときには、また別の補助金とかそういったものもできないかということであると思いますので、そういった団体の皆さんがこういった思いでこれからの活動をされるのか、そしてその内容がこういったことなのか、そういったことを私たちも調査しながら、そういったものに町の補助金を充てる必要があるとするならば、そしてそれが南関町のまちづくりにつながるといふことであれば、十分考えられることだとは思っています。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） もう是非そういうことは、是非進めていってほしいと思います。ただ闇雲に補助金をやれとか、補助金をくれとか、欲しいとか、そういったことじゃなくて、やっぱりみんなが地元の高齢者、子ども、いろんな方たちのことを考えながら活動されているのであれば、そこにはいくらかの手助けを是非検討し

てもらいたいと思います。

では、最後のまとめに入ります。これから福祉にとって財政的にも、少子高齢化の状況の中、非常に厳しい環境になってくると思います。しかし、そんな中、ますますそのボランティアという存在が重要になってくるのはもう今申し上げたとおりです。いつまでもそのボランティアという言葉に甘えるばかりでなく、日当、報酬とまでは言いません。せめて必要な経費等は考えていただき、できるだけ負担なく、このボランティアの方たちが長く続けてもらい、そして南関の福祉にこれからも寄与し続けていってもらいたいと思います。それこそがこれからの福祉に対して、地域でみんな一緒になって取り組むということにつながっていくんじゃないかと思っております。是非、今町長からも前向きな答弁をいただきましたけれども、今後ますますそういうことを推進したような形で検討していってもらいたいということを申し入れて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 質問者が申し上げられましたように、この介護保険、介護予防、そしてまた介護事業に対しましては、町民の方々は非常に多く関心をもたれ、それに打ち当たっておられることは多いと思います。先日まで校区の説明会、懇談会が、町長のまちづくりに対する懇談会がございました。こういう機会が今後もあると思いますので、大いに利用されて、介護予防、介護保険に対する説明も中身に、その項目に入れていただきたいと思いますので、質問者が最初言われましたような、これだけに懇談会が行われるじゃなくて、こういう機会を利用して説明をしていただきたいと思いますので、付け加えておきます。よろしく願いいたします。

以上で3番議員の質問は終了しました。

続いて、7番議員の質問を許します。

7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 7番議員の鶴地です。一般質問を行わせていただきます。

私からは、2点質問させていただきます。

まず、児童数減少傾向の中、将来の教育環境整備にどのように取り組むか。質問の要旨ですけれども、児童・生徒数の将来予測はどうか。ICTの活用や小中一貫教育に取り組む自治体が増えているが、本町の対策をどのように考えているか。

2点目は、人口減少に対するさらなる取り組みはどうか。人口ビジョンが策定され、目指すべき方向性を示されたが、具体策としてどのようなものを考えているかということです。

自席に戻りますと、質問のやり取りをしながら、質問したいのを忘れますので、ちょっとこの壇上で長くなりますけれども、こちらの壇上のほうで項目を述べておきたいと思います。

まず、近年の出生数を見ますと、平成23年度だけは88人と突出していますが、22年度からの6年間の平均は70人、23年度を除けば平均67人となっています。最近3年間で見ますと、25年度68人、26年度73人、27年度は65人となっており、この間の平均出生数は68.7人ですので、ほとんど67人、68人という状況で推移しております。28年度はもう12月ですので、今年度の出生数の予測はつくと思いますので、それを踏まえた上で児童・生徒数の予測を尋ねたいと思います。まず1点目が、その児童・生徒数の予測ですね。

ところで、町内の小学校すべての学年が1クラスで、クラス替えもできない状況となっています。少人数のクラスは先生の見も届き、仲良く学校生活ができる反面、人間関係が固定化してしまいます。少子化の進行や核家族化の進行、近所を見回しても友達が少ない環境では、多人数と関わって切磋琢磨する場が少なく、厳しい社会環境に順応する能力を養うことが難しいのではないかと危惧するものです。したがって、社会環境に順応させるための能力を、教育長、どのように考えておられるか。

人は十人十色といいますが、いろんなタイプの人間と関わって初めて成長するのではないのでしょうか。一クラス10人以下の状況が何クラスも出るようでは、今後が心配です。サッカーや野球といった団体スポーツ活動の体験が困難、クラブもつくれないといった状況では、才能に気付かず埋もれさせてしまうこともあるかと思えます。少なくとも体育の授業等で合同授業、学校間の交流事業等にまずは取り組まねばならないと思いますが、この点についての考えはいかがでしょうか。合同授業、学校間の交流事業等です。

それも追いつかないようであれば、小学校の統廃合も考えざるを得ないと思われませんが、将来予測と統廃合を考える限界児童数といいたいでしょうか、この将来予測と統廃合を考える時期について何か想定されている案がありましたら説明していただきたいと思えます。

南関高校の統廃合問題が上がったとき、統合条件として限界生徒数なりを示しておれば、統合の時期や条件がひょっとしたら変わっていたかも知れません。将来、児童数の減少が続いたとき、どの段階まで来たら統廃合問題に取り組むというふうにしておけば、混乱を未然に防止し、あるいは解決策等の指針になるかと思えますので、その辺の腹案はどうでしょうかということです。

それから、ICTの活用はもちろん、合同授業の取り入れ、近い将来、統廃合は必ず問題になると思えますので、判断基準についての案がありましたら説明していただきたいと思えます。判断基準等の設定です。

2点目の人口減少に対するさらなる取り組みについてですが、人口減少に対する



取り組みは極めて重要です。国としても人口予測を立て、危機意識をもたれていますが、効果的な具体的な対策はまだ不十分だろうと思います。西洋諸国、フランスでは出生率1.55から1.99に上げました。スウェーデンは1.5から1.89に短年度内で、十数年から15、6年ぐらいで引き上げたりしています。取り組んだ政策と比較すれば、結果は大きく違っており、まだまだ国内の対策は不十分と思われる。県、市町村においても危機意識はあっても、本気の対策は取られていないとしか思えません。本気で取り組んだフランスを参考にするでもなく、人口推計だけが先行しているように思えます。鎌倉時代の700万人、明治初期の3,300万人ほどの人口でもよいとは思いますが、急激な人口減少は国の経済破たん、若者の税破たん、高齢者の介護等、社会保障の崩壊につながると心配されます。町として、国に先行して手本を示すようなつもりで、子どもを生み、育てやすい環境づくりに、本気で取り組んでほしいし、必要であると思います。住んでよかったプロジェクトに取り組み、頑張っただけでしたが、ここで取り組みの効果をしっかり検証し、事業の見直し、さらなる対策を取るべきだと思います。事業の2期目に入りましたけれども、あえてこの辺の対策をお尋ねしたい。そして、住んでよかったプロジェクトの検証結果について尋ねます。

人口ビジョンが策定され、目指すべき方向性を示されましたが、具体策としてどのようなものをお考えおられるのか具体策を質問します。

以後の質問につきましては、自席から続けさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、鶴地議員の一般質問の、まずは後段、人口減少に対するさらなる取り組みはどうか、人口ビジョンが策定され、目指すべき方向性を示されたが、具体策としてどのようなものをお考えかとの御質問にお答えいたします。

南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び南関町人口ビジョンにつきましては、議員も御存じのとおり、平成28年2月に策定いたしました。その要因として、2008年に始まった人口減少が今後、加速的に進むことが見込まれ、人口減少による消費、経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となることから、国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すことを目的に、国の動きとしてほとんどの自治体で計画が策定されたところであります。本町においても目指すべき方向性として、一つ目に南関町の地域資源を生かす産業と魅力ある雇用を創出する、二つ目に南関町への人の流れをつくるとともに各種人材の育成に

取り組む、三つ目に町民の結婚、出産、子育ての希望を実現する、四つ目に町民が誇りをもち元気に暮らし続けられる地域をつくる、この4本柱として本町の自立的で持続的な発展を目指すことといたしており、本町が目指す将来人口展望を2060年に7,500人としております。

具体策をということではありますが、今回の具体策につきましては議員の皆さま方にもまち・ひと・しごと創生総合戦略という、こういった冊子ももちろんお持ちだと思えますけれども、この中には今私が申し上げました目指すべき方向性ということで四つ上げております。その四つの中で、まず一つ目の基本目標ということで、一つ目を申し上げましたけれども、その中にそれぞれの目標ごとにいくつかの項目を設けまして、もう少し詳しい取り組みをどうすべきかということで施策を掲げているところであります。目指すべき方向性の後に、そういった具体策ということで示しておりますので、まずはその冊子の中を確認いただきまして、具体策とさせていただきますけれども、具体策としましては、本格的には今年度より動き出しました事業でありまして、本年6月に総合戦略検証委員会を立ち上げ、検証を行っていくこととしておりますので、検証の結果を基に今後の事業推進を行うこととしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 7番、鶴地議員の1番目の質問、児童数減少傾向の中、将来の教育環境整備にどのように取り組むかという質問にお答えをさせていただきます。

少子高齢化が進む今日のまちづくりを案じるとき、今後の人口推移は最大の関心事です。町長答弁にもありましたが、住んでよかったまちづくり推進事業の成果は、確かな効果をもたらしています。在籍児童・生徒数の現況から、不安要素はあるわけですが、町内小学校の児童数は今年度400名、来年度が389名となります。しかし、その後、小学校児童は増加に転じていきます。また、南関中学校の生徒数の推移は、今年度が226名、来年度は新入学生が、3クラスだった3年生から1クラス減じまして2クラスへと減少し、全学年2クラスずつとなり、教職員は毎年2名ずつ削減されています。しかし、減少推移は平成32年度までで、その後は38年度まで増加へと転じていきます。現在の在籍数までは戻る予定です。ただ、校区により交通の便や誘致企業あるいは事業所数等に地域差があります。したがって、住宅事情の違い等も影響しまして、四小児童数、来年度は59名まで減少いたします。来年が最も減少いたします。しかし、平成33年度からは二小の児

童数が逆転して最も少なくなり、38年度には二小児童が75名、四小児童は94名と増加が見込まれているわけです。こうした推移をにらみながら、目下、各学校では学校運営協議会を設置しまして、コミュニティスクールの活性化による魅力ある学校教育の運営に力を入れてもらっているところです。今年度までは各学校、熊本版コミュニティスクールでの学校運営に取り組んできましたが、来年度からは全校を文部科学省版コミュニティスクールに指定して、地方創生を担う人材育成を目指して小中学校連携した学校運営を推進していくことになっています。

前後しますが、ICT教育の取り組みにつきましても、先の議会で答弁しましたように、小学校では全教室に、また中学校では特別教室までの電子黒板を設置し、活用の機会が増えてきました。先月の中学校の研究発表会では、県立教育センター指導主事からユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりというテーマでICT活用も入れた質の高い指導法についての講話も、町内全部の先生方向けに講話をしてもらったところでした。来年度はパソコン教室の5年間リース契約が夏に、また児童・生徒用パソコンも含めてですけれども、期限を迎えます。現在、新機種導入とICTの環境整備に向けて、文科省アドバイザー事業を今年度採用して、東京から3回にわたる講師招へいを行って、子どもにとっても、先生たちにとっても、学習効果の向上があるようにと、より便利で使いやすい環境設定のアドバイスをもらっています。一方では、関係業者からの機材紹介を受けながら、次のステップへの次年度予算化のための準備を進めているところです。

以上お答えしまして、後の詳しい質問に対しましては自席から、また教育課長からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） まず、生徒数の予測が出ましたけれども、生徒数は私は思うに、平成23年度の88人、これが非常に大きく影響していると思うんですよ。67、8人に対して20人ぐらい多いと、この20人ぐらい多くのが、ずうっとしばらくは当分続くわけですね。最近の23年度以降の出生数とか、それを見てみますと、60何名で推移しておりますので、やがてこの20人の多かった88人の分が消えれば、いきなり減少が来るのではないかというふうな心配をしているわけです。今年度の出生数の予測はどんなですか。それも60数名程度ぐらいだろうと思うんですけれども、全く70人以上というか、「住んでよかったプロジェクト」の効果も最初はあったようですけど、どうもその出生数にまで影響していないというか、効果が出ていないような気がするんですけど。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） ご質問の本年度、28年度の出生状況でございますが、4

月から11月までで41名が出生届をされておられます。12月から3月までのあくまでも予想ですけど、母子手帳の交付による出産予定日から予想しまして、12月から3月までが23名ということで、合わせますと64名というふうな状況でございます。ただ、補足ですけど、転出・転入等ございますので、これが100%の数字ではないということは申し添えておきます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 人口推計を議論してもしょうがないんですけども、今現在、22年度からだったですかね、6年か7年間の出生数と、今現在、小学生が低学年あるいは4、5歳とかそういった人たちが20いくつ、30代前後まで、そのまま残ったにしても、出生数は今のような出生率とそれから人数からいくと、後が急激に落ちると思うんですけども、その辺の予測というか、その辺はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 出生数の数字によりまして、年々、小学校に上がっていかれる人数が予測されるわけですけど、今年度は先ほど申し上げたような状況、数字が予想されるわけですけど、来期以降の出生数というのはなかなか予想するというのは難しい状況でございます。結果的には一人でも多く出生数が増えることを祈るというふうなことだと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 人口問題研究所がやっている研究は、今現在いる子どもたちが将来子どもを生む世代になったときに、どれぐらいの人数が出てくるということで、将来の30年、40年後ぐらいまでの人口推計は、天気予報よりも当たるといわれております。間違いなく今の子どもたちが20年後に子どもを生む世代になっていきますので、それが順送りしていきますので、天気予報よりも当たるといわれております。そういった推計を基に出したのが、この2060年の人口推計、7,500人というのは希望的観測のほうで出てきた7,500人だと思います。これが今の現状でそのまま有効な策を取らなければ四千何百人だったかな、さっき述べたと思うんですけども、そういった5,000人を切ってしまう数字になります。そのときに小学生がものすごく生徒数が少なくなります。当然、中学校の生徒数も少なくなります。そのときになってから慌てて学校の統廃合とか、そういった問題を論じるのではなくて、そういった推計も念頭におきながら検討するべきだと思うんですよ。

まず、それはもう10年後、20年後かも知れませんが、今取り組んでいただきたいのが、先ほどちょっと最初に触れました合同授業、1クラス10人以下

のクラスが3クラスありますか、南関で。だから、そういった子どもたちは体育の授業をやってもチームプレイの体育の経験が、野球とかサッカーの経験ができない。そういったときに、合同授業の取り組みあたりも検討するべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） この児童数と、それから授業の活性化とは、非常に密接な関係があるわけで、過去にも議員さん方から統廃合の必要はないのかという質問がずっと続いておりましたけれども、合同授業について申しますと、現在の段階では条件整備がまだ行き届いておりません、各学校。1週間の中の時間割の1時間、2時間目の始まりの時間がまざずれている。それから、先生方が作っている週の時間割が学校ごとに作られている。それも学校の事情で、例えばパソコン室を使う時間、それから理科の専科の先生に指導してもらう学校と、担任が理科の指導をしよる学校というふうなことで、事情が違うものですから、時間割を一斉に町内統一ができていない。こういうことと、あとは先生たちの打ち合わせの時間がなかなか持てない。また、T1T2をどっちは体育、どっちは音楽といった、そういうペアが今のところは組めておりません。そういうことも含めて、今後、いわゆる合同授業を推進していくためには、教育委員会が先頭に立って、そういうイニシアティブをとっていかない限りは、なかなか実働には向かないというのが現状にあります。非常に先生方の、各学校の取り組みが腰が上がらないのもまた現実にあるわけですけど、ただ校長会を通じて指導はずっとやってきておるところです。と同時に、町民バス活用のお話も過去にも受けましたので、そういう条件整備も今後もやらなければというふうに思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 1クラス10名以下というのが、今後10年後ぐらいに顕著になってくると思います。そのときに本当に子どもたちは大変だと思うんですね。少人数で和気あいあいとして仲の良い学校はできるかも知れませんが、自分の自己表現能力、コミュニケーション能力というのは、1クラスが6人、7人とかでは、なかなかそういう体験もできないというふうに思います。それを見越して、やはり合同授業は取り入れるべきじゃないかと思います。南関で6年生は4クラスしかないんですよ。5年生も4クラスしかない。4クラスしかないわけですから、全部4クラスを一変にしなくてもいいと思うんですよ。一小と二小でもいいし、一小と三小でもいいし、2校で合同授業を取り入れて、特に効果的なのは体育の授業とか、そういったものが効果が出ると思うんですけども、その辺は先生、いかがですか、教育長。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 提案の趣旨も十分理解しておりますし、それから要望も受けているわけで、要は学校が校長のリーダーシップの下で、少なくとも体育と音楽とか、あるいは体育と何か別の教科をセットで、1週間の時間割のうちに1回ずつでもよいというようなことで、体制が整えられるならというのが今の私のほうで考えている中身であります。ちょっと10人を割る学級ということで、今話が出ていますけど、二小が一番最低といたしました34年度、四小が来年59ですが、それよりも多いんですね、75名が最低になるわけで。四小は94と言いましたけれども、しかし学年によってはどうしてもやっぱり10名を割るときが出てくるということで、現在、第四小学校の2クラス、2年生と3年生が複式を組んでおります。しかし、一緒に異学年の子どもを同時に別の教科を指導するわけにはいかないから、町雇いの支援員を1人入れて、そして2本立ての授業計画を作ってもらって、別々に指導を、担任と支援員とであたってもらっているというのが現実です。先だって、第四小学校学校訪問を教育委員視察をしましたけれども、2部屋を使って、複式だけれども、2教室を使って少人数教室の指導をしてもらってあったところです。そういう体制が続けられれば、単独の指導と同じようなやり方ができると。ただし、教員免許を持っていないと無免許運転になりますので、そのためには教員免許取得者を町雇いで、条件は良くないけれども、OB・OGをお願いせざるを得ないというところはあります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 合同授業に代えて、ICTによる遠隔授業あたりもありますけれども、ICTによる遠隔授業は知識面の授業はできますけれども、コミュニケーション能力は付きませぬので、この辺のところはしっかり将来を見て考えていただきたいと思います。いかんせん、23年度に88名の突出した人数が、今現在はその60数名でずっと推移しておりますので、やがてその88名が中学校を卒業してしまうと、途端に20数名いきなり減少する。当然、その頃の出生数がどうなっているかということ、子どもを生む世代の人数も減っていくという状況ですから、非常に厳しい状況だと思います。

そういったところで、例えば複式学級が何学級ぐらいに増えたりとか、ちょっとかなり先のことですけれども、その辺の限界児童数というか、限界クラス数というか、その辺の想定はありますか。そのときには統合問題を考えますよとかいうような。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） かつての質問のときにも複式学級が何例か出現したら、や

っぱり統合を考えざるを得ないという答弁をしたところですが、この後、第二小学校が少なくなった段階で、2学年複式をやらざるを得ないという、この6年後までの間に出現します。しかし、そこは今度は逆に四小のほうが複式が解消されているということで、トータル的に言いますと、先ほど88名の23年をおっしゃいましたけれども、この後のちょっと年齢別の出生数を申し上げますが、課長のほうで調べてもらっております。0歳以上は先ほど64名になる見込みと、1歳が70名、それから2歳が65名、3歳が70名、4歳は87で、ほぼ23年と同じ数の出生です。そして、5歳は64、6歳は65ということで、来年入学、再来年入学までは60代ですが、その次の入学は87までまた戻る。そのほかに転入も結構毎年4、5名あっていきますので、90を超える可能性もあると。出ていくほうもありますけどですね。出ていくほうがなくて、入ってくるほうだけ歓迎すれば90を超える可能性もあるかというふうに思っています。今、当面のところはそのような状況でありますけれども、2校、それも2例ずつの複式、2校以上に2例ずつの複式、すなわち延べ4複式、こうなったときにはやっぱり統合をもう計画をせざるを得ないかと思えます。ここ6年間の中ではその見込みはありません。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 2校の統合、あるいはその次に最悪の場合は小中一貫とか、いろんな問題が出てくるかと思えますけれども、少人数の和気あいあいとした生活もいいかと思うんですけれども、とにかく世界に羽ばたくというか、世界に出てから堂々と意見を言えるような子どもをつくっていくためには、一番最初にも言いましたが、合同授業とかそういった生徒の教育でしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に人口問題について質問をさせていただきたいと思えます。私が聞きたかったのは、本当にいくつもあるわけじゃないんですね。4つの指針があって、それに対してどのようにするかという中で、私は一つ思っているのがあります。一番町長も取り組んでおられた「住んでよかったプロジェクト」、この辺をやはりもう一回進めるといふか、ちょっと大きく試算するのも大事かと思えます。それでないと、本当に南関町の人口、希望的観測のその7,500人などはとても無理だと思います。5,000人を切ってしまうと思います。そのために今どうするかということになりますと、やはり子育てしやすい環境をまず第一にやらなきゃいけないし、以前、総合戦略の会議でフランスの取り組みを私は話をしましたけれども、どなたかフランスの取り組みを、その後にネットで調べるなりしてから見られていないですか。それがあったから、フランスは十数年で出生率を1.59だったかな、

それから1.99まで上げているんですね。だから、とにかくやはり学費に対する補助、大学に対する補助、いろんな面で、それから働く場とか、必死になって取り組みました。南関町も国から出る補助金じゃなくて、それに上乗せして、南関町で独自で補助金、そういったものを付けるなら、逆に国のほうから参考にして、ちょっと南関町を見に行きたいというふうになってくれると面白いんです。もちろん財源は大事です。財源をどうするかというところで、一番いいのは「住んでよかったプロジェクト」の今予算に上げている金額をそのままにして、さらに上乗せするのがいいんですけれども、自分たちのプロジェクトの中で範囲内で収めるならば、住んだよかったプロジェクトの誕生祝い金とか、いろんなのがありますね。大体3,000万円ぐらいしていますけど、あれをちょっと変えて、将来に向けた政策にというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これから取り組むべき、そういった提案だと思えますけれども、先ほどから88名という数字が何回も出てきておりますけれども、私はそのときのことを忘れることができませんのが、もう議員の皆さんも御存じのとおり、今、定住促進住宅にしておりますけれども、その前が雇用促進住宅でありました。80戸のうち30戸しか入っていない、あと50戸が空いている住宅でございましたので、前上田町長と私、横浜の本部のほうに行きまして、熊本県で第1号で購入するから安くしてほしいということで、再査定をしていただいて安く購入したわけですがけれども、交付金事業ではありませんでしたけど、私たちが買うときから交付金事業にもしていただいて、2分の1国からお金をいただいて、本当もう3,000数百万円ぐらいで、すべて土地建物をいただいたんですけれども、それから家賃体系も変えまして、先ほど88名というのが一番多かったときですけれども、その年のそのうちの88名のうち11人が定住促進住宅で生まれました。ということは、いかにそういった住宅、そこの住む場所が大切かということでありまして、そのときは町内の方も定住促進住宅に移られた方もおられましたけど、町外からの転入がかなりありました。ということで、やっぱり住む場所と働く場所の確保ということで、私もいつも申し上げておりますけれども、そういった中でやはりそのときは町外からも来ていただいて、子どもさんを生んでいただいたんですけれども、もう一つ大事ことは、やはり近隣の町外からの取り合いじゃなくて、やはりこれは国も含めたところですが、やはり子どもが生きやすいような環境をつくるということは、これは町はもうやっぱり私も一番大事なことと思っておりますけど、国を挙げて取り組まなければ、よその国と同じようなことはできないと思います。ですので、やはりうちのほうがモデルとなるような、そういった事業を展開して、もう一度そうい



ったたくさん子どもが生まれるような、そういった町にすることで、やはり国もそういったことに取り組むような、やっぱり子育て支援、そして子どもが生きやすいような環境づくり、そういった国になるようなことにつなげていけるように、住んでよかったプロジェクト推進事業も今幅広い事業を行っておりますけれども、5年経って検証した結果がこういった形で今進めておりますけれども、特に今回は新しい3事業を加えましたけれども、その3事業は子育て支援が中心になります。ということで、これからも高齢者の皆さんも大事ですけれども、やはり生き育てやすい環境の整備、そういったことでしっかりといろんな限られたお金の中で使い道を検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今まで取り組まれてきたことの効果も出ておりますし、非常に大事なことだと思いますけれども、1点だけやっぱりちょっと心配じゃないですけれども、大丈夫かなというのがあります。例えば住宅取得等補助金、それから関所っ子誕生祝い金、結婚奨励金といったものは、そのときの一時金なんです。それを親が安心して子どもを育てていくのには、やはり一時金じゃなくて、継続した対策、保育料助成とか、児童手当の独自で南関町での増額とか、学童保育事業なんかも今から先どんどん充実させていかなんでしょうし、もう一つは給付型奨学金制度、これは文科省が今月12月8日に月額2万円から4万円で議案を出しておりますけれども、やはりこれらも町ではそれに上乗せして3割増しとか5割増しをするぐらい思い切ったやつをやらないと、本当に人口は後から7,500人どころか4,000人台になってしまうと思うんですよ。人間が減ってしまえば、もともともありませんので、何かその辺をお願いしたいんですが、するべきだと思うんですが、保育料助成、児童手当の増額、学童保育事業の拡充というかな充実、それから給付型奨学金制度の設置、この辺はどうでしょうか。すぐやれとかじゃなくて、頭の中に常にに入れておいてもらいたいんですが。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今言われました全ての事業は重要なことだと思っております。ただ、前回の全員協議会の中でも、将来的な財政計画の資料をお出しして説明させていただきましたけれども、今のまま、いろんな事業を展開していきますと、将来厳しい状況も見えております。ということで、やはりこれからその限られた財源をどう生かしていくかということが重要でありまして、その中では住んでよかったプロジェクト推進事業の中でも、本当に効果が出るもの、出ないものということで、それはもう精査しましたけれども、まだいつでも精査はやり直すことができますので、そういったことで重点的に配分するべきところを考えていかなければならない

と思いますけれども、ただ南関町の事業だけでそれで足るかということではありませんので、できればこれはもう簡単なことじゃありませんけれども、今の財源と合わせて、ふるさと納税あたりもかなり今伸びてきておりますので、もう少し本当に町全体でそういったことで税収が増えることが可能とするならば、もう南関町はそういったものを増やして、子育て支援、子どもが生きやすい環境をつくるからということで、いろんなところにも周知して広げて、そしてなおかつ、ふるさと納税だけじゃなくて、こういったまちづくりがされているということで、いろんなところから南関町に集まっていただくような、そういった二重、三重の効果が出るような事業も検討していければと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 財源が一番問題になりますけれども、それには補助金、負担金、それを一回ゼロにしてしまう見直し、もうそれこそ見直しの断行を、それをやっていただいて、そして人口が減ればもともともありませんので、まずそれに力を注いでいただきたいというふうに思います。

この中でちょっと一回質問をして、前にも質問しておりますけれども、転入・転出ですね、転出をどうしても防がないと、出生率を上げて転入を増やし、守らんといかんのですが、新幹線のあるいは高速道路のやっぱり補助事業、これを今の5,000円ではどうしても少ないと思うんですよ。もしも大牟田から博多、定期券7万ちょっとです。熊本までが5万ちょっとです。これを助成しますよなんてなれば、結構そちらを利用しようとかいう人間も増えると思うんですが、その分、どこが財源を減らないといけないですけど、その辺どうですか。私は、これは確か3回目だと思うんですが。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 非常に申し訳ありませんけれども、新幹線通勤通学補助は見直しを行いまして、28年度から省いております。もう事業はございません。何でかという、その金額を月、上限で5,000円というのが低かったこともあり、やはり利用者が少なかったのかも知れません。ただ、今回のその5,000円をなくしたというのにはいろいろ理由がございます、やはりその金額云々もありますけれども、やはり新幹線を利用していけばいいんですけれども、それにしても半額補助にしても、やっぱり負担が大きいと、そういったこともあっていろいろありました。近隣の市町を見ますと、玉名市あたりにおいては、新幹線通勤補助等を出しております。ただし、玉名市に住宅を新築した場合にはそれを出しますとか、非常に厳しい条件でありますので、恐らく使われている方は何名おられるかなと思いますけれども、そういったことで、なかなかそれぞれの市町村においてもそういった厳

しい条件の中じゃなければ、そういったお金は出せないというようなことがあるのかも知れません。ただ、一つだけ南関町はチャンスであると思うのは、そういった福岡、熊本に、今議員おっしゃられたとおり、1時間以内でそういった通勤・通学ができるということは、地理的に有利な立場にありますので、そういった今その半額を出すとか、そういったことはできませんが、そういったことが本当にそういったこっちに定住つながるといふことであれば、やはりいろんな調査の基にそういった数値あたりもうちで把握してから、またそういったものも復活させるという約束はできません。しかし、必要であるとするなら、そういったことの要望が高ければ考えていく必要はあると思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 通勤費の補助は自分の体験から言ったものです。私は熊本まで通勤していましたけれども、通勤したきっかけというのが、通勤手当が2万8,000円出るから通勤に切り替えたんですよ。向こうでアパートを借りて、アパート代をたくさん払うよりも、家庭の事情もありましたけど、月々2万8,000円の通勤手当だったら、もうそっちのほうがいいということで替えたんですよね。そういったこともあるものですから、私はこれを前にも言ったことがあるんですけども、常々頭においていただきたいと思います。

それからもう1点、ちょっとこれも近いようなことを言ったんですが、転出防止のためにも子どもたちの教育、これをやはり教育長に取り組んでもらいたいと思います。自然環境の中で子どもたちが一緒になって遊び、思い出づくりをすれば、南関に残りたいというふうになるように思います。それから、無理して通勤してでも南関に残ろうと。そのためには、やっぱりそういう場所の整備も必要だと思います。公園、例えば各校区にやっぱりちょっと大きな、これもまたお金の問題になりますけれども、各地区に、各校区の一つぐらいは、大きな公園をつくる、それから川の下流域あたりであれば、その親水公園、そういったものを念頭においていただきたいと思います、この辺をちょっと無理かも知れませんが、ちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 子どもが育つ環境というのは非常に大事でありまして、やはり小さいときから、この南関町の素晴らしさを一度覚えた人たちは大人になっても忘れることはないと思います。ということで、それは非常に大切なことであります。ただ、それがそれぞれの校区に公園を大きなものを造るとか、河川に河川敷公園を造るとかということになりますと、これは私も財源のことばかり申し上げたくないんですけども、財源も要ります。それと、やっぱりそれからの管理する費用も要

ります。国のほうからも今、公園のそういった造ることに対しては、自治体がすべきではないという、そういった通知が来ておりますけれども、そういったやはり新たなそういったものを使って自治体が財政が厳しくなるようなことはするなど、国はそういったことを言うておりますので、それをそのまま聞く必要はないと思います。やはりそういったことに今、国が言っているのは、住宅地、宅地の造成であるとか、公園の整備、そういったことは言うてきておりますけれども、ただそれが本当に町で必要であるというならば、すべきでありますでしょうし、ただうちの場合は今のところ、そこまで考えておりませんが、やはり子どもたちが南関町で良かったとっていただくような環境づくりに対しては、その公園とかそういったものだけでなく、いろんなことで皆さまの知恵をお借りしながら、子どもたちの気持ちがいかにそういったものにつながるよう考えていきたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 分かりました。

最後に、お金のかからない質問で、教育長に教育のほうでちょっとお尋ねしたいと思ひます。今、子どもたちが結婚願望が落ちています。それから、草食系男子が増えています。その辺、競争社会でなくなった、みんな揃ってゴールインとか、あいつの影響しているんじゃないかと思うんですよ。やはり社会に出たら、もういきなり競争社会に放り込まれますので、その辺の教育方針といひますか、みんな揃ってゴールインをやめて、私は競争する社会、それからこの前、中学校に行つてびっくりしたんですが、私の年齢の感覚ではもう考えられないんですが、男女一緒に座つていたりして、その和気あいあいでもよろしいかも知れませんが、何かいつも一緒に側におるなら、興味もなくなってしまうんじゃないかなと、要らんあれでしょうけれども、そういった教育も非常に影響すると思ひますが、人口減少しない対策といひか、教育面から教育長にちょっとお願いしたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 結婚願望につきては、やはり今一人暮らしが楽だといひ青年層、もう何もかんも、いわゆる24時間、自給自足ができる商店の方式が普及しすぎて、結果的には行つて買つてくれば何でも腹を満たせるといひような社会的な風潮がもう蔓延していることもあつて、先だつて議員のほうで主催してもらつた食品添加物よりも、もう手取り早くといひほうで済ませる食生活の変容がもう大きく影響しているかなといひふうに思ひます。そういう意味も含めまして、私はこの結婚願望につきては、先生たちへの時点の視点で是非持ってもらいたいといひことが、何のために命を両親からもらつたかといひときに、それは命のバトンタッチをしていく責任があるといひ、そんな中でたくさんの先祖が見守つている中で自分

の命を今生かされている。だから、それはやっぱり受け継いでいく責任があるということをしっかり押さえてほしいと、命のバトンタッチということを話しよるわけです。そういうところが今後のやっぱり将来、もう結婚せんちゃよかという若者をクリアさせる大きなネックになっていってくれたらと願っているところです。

それから、草食系の話も出ましたけれども、これはやっぱり学校が今、手をつないでゴールインという考え方、これは間違った平等感であるということなんですね。誰でも何でも一緒というのが、変な平等感を教えてはいないかということで、「認め、誉め、励まし、伸ばす」という県の教育行動指標がありますけれども、南関町はそれの間に「鍛え」と言葉を是非入れてやってもらいたいということで、鍛えることの大事さ。でない、この前、小学生駅伝大会のときも言いましたけど、とてもみんなまじめだけど、おとなしすぎるということで、やっぱり自分をしっかり出せるような自分に成長するためにも、自尊感情を出しながら、しっかりと頑張っ学校生活を送ってもらいたいというふうに願っております。そのことが男は男らしく、女は女らしくは、これは間違った思想だということを言う人も最近多くなりましたけれども、いわゆる男女共同参画の考えの中です。しかし、それは男女の性差はあるわけですから、その性差は性差としてしっかりと伸ばす、良さを伸ばし合う、そういう人間らしさを育ててもらいたいというふうな考えであります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） ありがとうございます。

先ほど最後と言いましたのでまとめます。教育も、それから人口減少も、底辺ではつながっていると思いますけれども、人がいなくなつてはもともともありません。社会保障どころか、資源のない日本は治安が乱れ、貧困国へと転落していくかも知れません。既に貧困化は進行し、格差も拡大している状況です。補助金負担金等を徹底して見直して、子育てしやすい環境になるように、ひとつまた町長にはしっかりと頑張っただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（酒見 喬君） 以上で7 番議員の質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、ここで10 分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番議員の質問を許します。

5番議員。

○5番議員（境田敏高君） こんにちは。5番議員の境田です。

今回の質問は、先に通告していました町の財政についてです。先般、町の財政について平成13年度以降の決算推移及び平成28年度以降の決算見込みについて説明がありました。その中で平成29年度から過疎債2億5,000万円と7億円を借りた場合の起債残高の比較がグラフに示されています。2億5,000万円の場合、起債残高は年々減少しますが、7億円を借りた場合、約10年は地方債の残高が増えてきます。早速、来年度からどちらのほうを選択するか迫られております。つまり少なく借りた場合、町の財政が4億5,000万円縮小することになります。そこで、身の丈に合った財政をするには、将来、我が町の財政は大丈夫なのか。役場の説明によりますと、平成26年度標準財政規模に対する町債現在高は県内31町村では、苓北町、甲佐町に次いで悪いほうから3番目となっています。次に、全国的に見てみますと、平成25年度の類似団体で比較しますとワースト3番目です。税金や公共料金が値上がりしたり、行政サービスが先々削られたりならないだろうか、夕張のように破産しないのか、どこの自治体でも少子高齢化による人口減による税収の減少、高齢化による社会保障費の増大で、これまでどおり存続できるのかなど、課題があります。このようなときこそ、町民の方々に不安を抱かせないためにも、財政に精通し、町の姿を全体的に把握していかなければなりません。自治体の財政事情は地方自治法第243条の3で財政状況の公表が義務付けられております。予算の要領、決算の要領を、住民に公表しなければならない規定があるために、町の広報で公表されておりますが、今一步踏み込んだ見方をしなければなりません。佐藤町長などの行政権には予算編成権があります。議会には決算決議権があります。町民の方々が佐藤町長の財政運営や、私たち議会の財政分野での議論を見守られております。財政を知るには、過去の決算状況分析・比較しなければなりません。単年度の決算だけでは特徴は分かりません。そのためにも過去の一定年数の分析が必要です。平成13年度から総務省の地方財政分析の決算カードが公開されております。この決算カードには、各年度の自治体のデータが表示されております。このようなことから、今回は町の財政状況について質問します。

そこで、第1番目の平成27年度の収支の状況についてですが、歳入歳出決算書では歳入総額から歳出総額を引いた残りは、正確な収支を表しておりません。本年度の支払う予定であった事業に、実際に支払われなかった経費が翌年度に繰り越すべき財源です。家計簿に例えますと、毎月、ガス代、電気代は払っていたが、月末に支払わなかったのが翌年度に繰り越すべき財源です。来年度以降、支払いが発生

するためにとっておかなければいけないので、その分を差し引きます、これにより実質的な収支が出されます。本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いたものがこの1年間で黒字か赤字か、どのようななったか分かります。昨年度は8,500万円の黒字ですが、平成26年度は3,200万円の赤字です。過去15年間、単年度収支赤字は11の年度があります。積立金を加えた単年度収支は7つの年度が赤字となっております。昨年度が今までの最高の黒字です。家計では黒字や赤字が問題ですが、自治体の財政の場合は家計簿と違います。過度の黒字があることは行政サービスがしっかりと行われていなかったかも知れないからです。そこで、27年度の収支状況で黒字になっていますが、要因は何か尋ねます。

2番目の質問、地方債残高に入ります。自治体の収入減は主に地方交付税や国庫支出金、県支出金などです。しかし、これだけで運営されている自治体は少ないです。多くの自治体は足りない収入をカバーするために、施設や道路などの大きな事業のために地方債を発行しております。借金ですが、これは自治体が赤字になったら借金をすることは原則的にできません。借金をすれば、当然利子を払わなければなりません。そこで、地方債の残高と今後の見込みについて尋ねます。

3番目に、交付税算入後の残高についてですが、南関町の借金、いわゆる起債は過疎債と臨時財政対策債とそのほかに分けられます。過疎債の場合は、70%が交付税という形で町に入ってきます。この交付税は何年かにわたって少しずつ町に入ってきます。臨時対策債は100%交付税の中に毎年少しずつ町に入ってきます。今、平成27年度末の起債の残高は66億5,000万円となっています。これから交付税として町から入ってくる金は48億4,400万円となります。したがって、町が負担すべき金額は66億円の起債残高から国が負担する48億円を引いた額が18億1,000万円となります。これが議員の中でよく使われます真水です。この解釈で間違いありませんかね。償還日が来たら、元本も返さなければなりません。そこで、近年に償還済みになる地方債は何か、またいくらか尋ねます。

最後に、積立金は預金のことですが、三つに分けられています。一つは財政調整基金で、今回の熊本地震のような災害時や伝染病などが発生した場合使うための蓄えです。二つ目は減債基金で借金返済のための基金です。三つ目は特定目的のための基金です。この三つの合計が積立金現在高となっています。ここ15年間のうちで少ないときの積立金は約20億円でしたが、平成23年度から27年度は約28億円の積立金があります。今後は庁舎建て替えや地方創生などに金がかかります。今後の基金の見通しについて尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員より資料がここに2部配付させております。この資料

をあくまでも参考としてください。

5番議員にお尋ねですが、この資料の1・2は書かんでよかですか。

○5番議員（境田敏高君） いや、よかですよ。2枚だけん。

○議長（酒見 喬君） それでは、5番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、境田議員の町の財政について町の決算状況を基に財政運営を尋ねるとの御質問にお答えいたします。

まず、①の平成27年度の決算における収支状況を尋ねるといようなことで、黒字になっている要因は何かとの御質問でございますが、消費税は平成26年4月1日から8%に引き上げられたことにより、平成26年度において約1億2,000万円であった地方消費税交付金が、平成27年度においては2億200万円となり、8,200万円増加したことや、まち・ひと・しごと創生事業費として市町村配分の地方交付税が約1億円増加したことが主な要因となっております。

次に、②の地方債の残高と今後の見込みについてのお尋ねでございますが、地方債の残高は平成27年度末現在で66億5,400万円となっております。内訳として主なものは過疎対策事業債が30億2,300万円、臨時財政対策債が23億8,600万円、公営住宅建設事業債が4億8,300万円となっております。今後の見込みとしましては、国から示される地方財政計画、とりわけ臨時財政対策債の発行額に大きく左右されるため、現時点では明確にお答えできない状況でございます。しかしながら、町の姿勢としては、財政計画に基づいた事業の推進を行い、地方債残高の適正化を図っていかねばならないと考えております。

次に、③の近年償還済みになる地方債について、真水の解釈についてでございますが、起債額から交付税で措置される額を差し引いた残りということで、議員の解釈で結構かと思えます。また、近年において償還済みとなる地方債についてのお尋ねですが、平成15年に起債しました過疎対策事業債2億470万円が今年度償還済みとなります。

最後に、④の基金の見通しについてのお尋ねですが、議員が把握いただいておりますように、現在、約28億円積みたてておりますが、今後、役場庁舎整備や地方創生総合戦略に伴う財政支出を御心配いただいております面もあろうかと思えます。庁舎建設につきましては、今年度2億2,100万円の基金を設立いたしました。今後は財政収支を適確に捉え、行財政改革に努め、基金の取り崩しを抑えることで、将来に向けた財政運営に努めていく所存でございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。



○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

町の決算では、毎年度、町の財政の健全化が監査委員の打越議員たちから一応精査され、意見書が出されております。議会に報告することが義務化されているからです。国の基準を比較すると、下回っているので、特に意見はないと思います。是正改正も指摘すべき事項はないとの報告ですが、やはり基準を土玉をっていれば安心ということにはなりません。これはあくまでも財政指数の一つです。ほかにもいくつかの指数があります。これも含めて町の実態に合った財政状況を分析し、適切に財政運営をしなければなりません。

そこで再質問に移りますが、今、27年度の収支を答えてもらいましたが、黒字の大きな要因は地方消費税交付税の増加によるものとのことでしたが、議会としてもこれは27年度の決算については、もう承認した後のことですので、勉強の意味も含めて、この27年度の決算の黒字の要因について説明を求めました。自治体の場合、黒字が多いのも問題といわれております。黒字が多いことは、先ほども述べましたが、行政サービスがきちんと行われていたのか、予算額が使い切れなかったのか、また予算の組み方が曖昧だったのか問われます。27年度は十分なサービスはここで行われたかと質問したいんですけど、多分町長はしたと言われますので、あえてここは聞きません。

そこで、町の財政が、何度も言いますが、赤字か黒字かを知るためには、決算の収支が決算書で、先ほど言いましたが、報告されていますが、さらに自治体が財政的に健全化を知る指数の一つに実質収支比率というものがあります。実質収支比率は大体3から5%が望ましいといわれております。我が町の27年度は5.2%なんですよね。26年度は2.8%です。望ましい数字が出ていないんですよね。2年間は両極端で、先ほど消費税の問題で27年度黒字ということは、多分数字がこの5.2%に出ていると思うとですよね。26年度も2.8ということは、やっぱり赤字が多いことになります。先ほど冒頭で申しましたが、単年度でどのような決算になったかを示す単年度収支があります。13年度から昨年度の15年間で、11年度の赤字がなっととです。26年度は3,200万円の赤字です。なぜ多いかですたいね。突発的なことが何か起きたのかなと思って、説明を求めます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今、単年度収支についてのお尋ねでございました。単年度収支と申しますのは、その年度中に発生しました黒字または赤字を申すところでございます。当該年度の実質収支は経常収支から継続費や繰越明許費に伴って次年度へ繰り越すべき財源を控除して求めるものということでございますが、その当該年

度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めるものということでございます。この単年度収支がずっと黒字ということになりますと、黒字が積み重なってきますので、実際行政サービスが低下している、実際適正に予算が執行されていないという状況になってまいりますので、数年に一回は赤字にする必要があると、そこでバランスをとっていくということが必要になってきます。そのことから今回、この単年度収支を赤字にして均衡をとったというところでございます。

また、単年度収支を続けて黒字にするのも問題ですが、赤字にすることも問題ということでございますので、このあたりのバランスをとって3,200万円の赤字となっているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 何かキツネに騙されたごつして、でもやっぱり極端に上がったらんから、私はこれでいいのかなと思っておりますけど、しかしグラフを見た場合、普通の人は赤字だと心配されるですよ。そこのところをよく説明されるように、私はちょっと何か書いたがいいんじゃないかと思えますけどね。そこのところはまたよろしくお願ひしときます。

そこで、翌年度の繰越財源、これは私なりに解釈しておりますけど、これは未払金と思っております。これが昨年がこれを見ますと150万円なんですよね。過去10年間で平成22年度が7億8,000万円、最近では平成25年で1億4,400万円ですよ。これは何か工事関係だと思えますけど、これはスムーズにいていないためのこういう繰越財源が出たんですかね、お尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 建設課の場合、回答させていただきます。平成22年度は新幹線の湧水対策受託事業がございまして、これで約7億5,000万円程度、それから25年度以降につきましては地域振興対策事業等によりまして、事業費が大幅な増となっております。その分が現事業をちょっと圧迫いたしまして、繰り越しという形で行っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） じゃあ結局はスムーズにいていなかったという問題じゃなかつですかね。ただ、余分に入ってきたという理解をしたらよろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 通常の建設課で行っております事業費に対して、大幅な事業費の増があったということで御理解していただきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

単年度収支で黒字を増やしたり減らしたりは分かります、数字を見ればですね。ただ、黒字をするために基金を取り崩したり、借金を早めに返したり、やりくりするやり方もあります。これは平成13年度から見ますと、借金を繰り上げての返済はありません。繰り上げての返済はこれはできないんですかね、早めにするとか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 起債の償還につきましては、償還計画に基づいて行っております。一つは繰上償還ができないことはございますが、それをするることによって次の年の交付税が減る、それから償還利子、そちらのほうを支払わなくては行けないというペナルティがございますので、現在はずっと償還計画に基づいて平準化された元利償還金を支払っているということになります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

そのペナルティがあると、何様借金は早めに返したがよかと思えますけど、そのペナルティがあるとはちょっと知らんもんやったですから。積立金の取り崩し、積立金はさっき言いましたが、借金は28億円ですけど、これは平成16年度で一回2億4,700万円の取り崩しをされておりますけど、これは2億8,000万円の赤字が出るとですよね。この原因は何かかなと思ってですね。また、こういうデータを見て、こういうまた赤字にならないために、勉強せんといかんものですから、ちょっと同じようにならないために、こういう極端な2億円とかの赤字にならないためにお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 平成16年度の基金繰入金についての御質問でございますが、当該年度におきましては、1市8町合併協議が最終段階を迎えておりまして、どこの自治体も住民福祉の向上ということで、かけ込み需要に対応したという背景がございました。南関町におきましても同様に、交流センターの建設や御茶屋跡の施設等、大型ハード事業を行った結果、財源の取り崩しを行ったというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

この歳入は、地方交付税、国庫支出金と地方債が町の四大財源です。南関町の27年度は61億3,500万円となっています。歳出が59億6,000万円です。この歳出がやっぱり施策的動向が確認できる重要なものなんですよね。佐藤町長の政治姿勢が全部現れてきます、データにですね。よく首長の選挙後、土木費が増加するといわれていますが、我が町はそうでもないと思っております。今は冒頭で言

いましたが、少子高齢化の影響で民生費の増加傾向が見受けられます。1人当たり、大体今いくらぐらいかかるとるんですかね。近年の推移と、よろしければ近隣の自治体はどのようになっているかお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 1人当たりの民生費がどれだけぐらいなっているかという御質問だったかと思いますが、26年度におきましては南関町の1人当たりの民生費が15万5,000円でした。25年度が15万円ということでございます。若干伸びております。

それから、近隣、和水町が25年度で14万円、それから26年度で14万7,000円と。南関町より若干低いところでございます。それから、長洲町につきましては、25年度で11万4,000円、南関町より3万6,000円ほど低いところです。それから、26年度で13万8,000円というところでございます。もう一つ、玉東町につきましては、25年度で13万3,000円、26年度で14万8,000円と、この管内では南関町は若干高いところでございますが、荒尾市とあまり変わらないぐらいということになっております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 民生費は、それだけ弱い人たちという失礼ですけど、そういう人たちに結構金をかけられるということは、私はこれはいいと思います。近隣に比べると、結構金額も高いからですね。それだけ一生懸命そっちのほうに町長は力を入れているのかなと思って、ちょっと危惧しました。

自治体、この財政力を知るには、先ほどは財政の健全化を言いましたけど、財政力を知るには財政力指数があります。これは1.0であれば収支バランスがとれております。しかし、1.0を上回れば、地方交付税が支払われません。我が町の平成23年度から5カ年の平均をちょっと出してみましたが、0.358です。原則はこの差額の0.642が交付税として国から来ます。確か全国の都道府県と市町村は1,765カ所だと思いますけど、これは財政力指数は大体南関町は何番目ぐらいになつとるんですかね。よかなら、また近辺の自治体をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 平成26年度の数値でございますが、南関町の財政力指数は0.36と、小数点以下は2桁となっております。これまでは3桁だったのが、最近では2桁ということで、0.36でございます。全国1,765のうち、南関町は1,057位ということになっております。ちなみに、県内45自治体の中で17位ということでございます。あと、管内で高いところは長洲町が高うございます。財政力指数が0.58、全国の順位が611位で、県内での順が6位と。市よりも

高いところにあるというところでございます。それから、お隣の和水町ですが、こちらが財政力指数が0.23、順位としましては1,400位となっております。それから、市部を申し上げますと、荒尾市が財政力指数0.46、全国で826位、県内で11位と。それから、玉名市につきましては0.43で、全国で896位、それから県内で12位という状況になっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） では、財政力は南関町は中間点ぐらいということで思っております。いいですかね、県内はですね。はい。

全国どこの自治体でもどのくらい要るかという標準財政需用額、言いました1.0の中で運営されております。ですから、金がないとか、貧困自治体はないことになります。これは地方税法で決められております。先ほど、町の財政力を今聞きましたけど、財政の余裕度を見る比率もあります。これは経常収支比率という指数ですけど、人件費や扶助費、公債費などの経費ですね。物件費、維持補修費、補修等の経費ですね。これが一般財源の中にどのくらいの割合かを見るものです。大体75%程度を占めるのがいいといわれていますけど、大体80%を超えると要注意水準といわれています。平成13年度から我が町は要注意水準を超えているんですよ。平成26年度、27年度は、もう90%を超えております。なぜこんなに高いのか、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 議員おっしゃいますように、平成27年度の南関町の経常収支比率は90.7ということになっております。主な要因としましては、扶助費、公債費、繰出金の増加によるものでございます。扶助費や繰出金等の増加につきましては、社会保障費であり、避けることができないというものでございます。今後につきましては、行財政改革を積極的に行い、財源の確保、歳出の見直し等にも取り組む必要がありますし、柔軟な財政運営ができるように努めたいと考えているところです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 人件費や扶助費、公債費はこれはもう私は仕方がなかと思つとるばつてん、あまり一般財源なんかに投資すれば、今後、庁舎建設とかありますので、いわゆる投資的経費が少なくなってしまうとですよ。そこのところも考えながらやってもらいたいと思います。必要な財源分配が少なくなれば、やっぱり財政需要に応じられないということで厳しくなります。これからやっぱり、先ほど何度も言いますが、人口の推移も把握しながら改革を進めてください。

今、収支状況を聞きましたが、安定した収支に、今後は私は厳しい財政運営をし

なければならぬと思っております。私たちの町だけではなく、今多くの市町村でもいわれております。今後、地方交付税は減少すると思われ、地方税収入が人件費に満たない傾向が見られるようになってきているところもあります。そうならないために、やっぱり適確に遂行できる、やはり職員さんの育成、今は立派な課長さんがおられますけど、指導もされて、もう少し適確に、もう一歩進んだ指導をすれば私は大丈夫と思います。また、住民参加、自分たちでできる住民自治体の組織育成にも私は力を注げばよろしいかと思っておりますけど、注いでください。

2番目に移ります。地方債残高ですけど、今後の見通しを尋ねましたが、27年度は残高は66億5,420万円となっております。皆さんも御存じのように、過疎対策事業には南関町は70%の交付税ですね。緊急防災減災事業債も70%、全国防災事業債が80%で、災害復旧事業費が95%の交付税です。過疎対策事業の交付税算入後の残高が、先ほど言われましたけど9億692万円で、これは臨時財政対策債は町負担ゼロで、そのための起債が9億円ぐらいされておりますので、合計18億1,025万円が町の負担となります。これが正式な借金です。よくこれは真水は、本田議員がよく真水と言われますので、私たちも真水と言わせてもろうといたしますけど、この近年の真水の推移はどのようになっていますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 真水の推移は、ちょっとここで資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えするというところで。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

では、皆さんに分かるように、資料は配るのですか。口頭で言いますか。よかなら、何か配ってください。口頭はすぐ右から左、私もいきますけん。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今の答弁につきましては、お配りするというところでよろしくお願いたします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、よろしくお願いたします。

昨年度の町民1人当たりの借金残高は、これは真水の場合です。17万7,000円でした。26年度が16万4,000円でした。交付税算入前、さっきから何度も言いますが、これは66億5,400万円ですかね。そのほとんどが私は政府資金と思つとるとですね、調達されるのは。大体どのくらいそちらのほうから借りておられるのか、またそこは政府資金だけが、例えばこの近辺の銀行とかは利用されているのか、そのところを質問いたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 地方債の借入先でございますが、財政融資資金などの政府資金が57億7,000万円、銀行等の資金が8億8,000万円となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 政府金が57億円で、銀行が8億円、なら銀行だけしか、この辺は調達をされていないんですか。せつかく例えば南関にもいろいろ銀行とか郵便局、名前を出してよかですけど、郵便局と、融資は農協とかあるでしょう。そういうところは全然、なら銀行以外は調達はされていないんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 銀行等資金ということで、そのような地元の金融機関も借り入れを行っているということです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ちょっと耳が聞こえんやったもので、等が何の入っとるか分からんやったけん、じゃあ先ほど言うたのも一応入っとるということですね。はい、分かりました。

起債、昨年度が66億円ですけど、この交付税として48億4,300万円の措置があります。この48億円は大体何年に分けてきますかね。交付税、この期間ですけど、何年かに分けて来ますけど、何年間にわたって来ますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 起債についての償還期間ということだったかと思いますが、過疎債については据置期間を省けば9年、それから災害復旧事業債については8年ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） では今度は、起債で借金を調達した場合、これは現在の住民の方だけではなくて、将来も住民の方が利用するから、平等に負担してもらうために借金をします。この借金は20年とか30年返していきますけど、一番返済が長いのは何年ですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 償還期間が長い起債につきましては、下水道事業債が40年ということでございます。最も長いということになります。また、緊急防災減災事業債が30年となっているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 結構長かですね。あんまり長いと、今度は次借るときがきつかけんですね。交付金の期間を今尋ねましたけど、毎年度、交付税ですよ。確か

役場は何か書類を作って、いくらか申請ばするとでしょう、多分。今、普通地方交付税と、そすと超えて過疎債を使う場合、上乘せして来ますね。その上乘せした分、いわゆる借金分を立て替えたというとおかしけれど、その分はちゃんとはっきり金額は分かるととですかね。確か交付税申請してあるから、差額は変わると思いますけど、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 失礼します。もう一度、今をお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 地方交付税が入ってきますね。それは例えば過疎債と使うたとば一緒に入ってくると思うとですよ。その乗せた分ははっきり分かるかという意味です。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 失礼しました。地方交付税で措置される分につきましては、元利償還金が基準財政需用額の中に入ってくるということになっております。それは100%入ってくるということですが、地方交付税の額というものは、もうあらかじめ大体決まっているということですので、そのほかのところで調整されているので、ほかのところは分からないと。交付税については、元利償還金を基準財政需用額として国は交付しているというふうな回答がいつも来ます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やっぱりある程度分かるとかんと、いくら返してもらうとか分からんけん、何かどこか数字をちょっといじられると、何かだまされたごつなってしまうたりなるて、私は思うとです。

事業費に対する交付税、これは事業によって異なると思いますが、何か3年ぐらい前から非常に厳しくなったという話を聞いておりますけど、減少の傾向はどのようになっていますか、お尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 交付税でなくて、交付金のことだろうと推測しますが、道路事業等につきましては、メニューによって事業の交付金の交付率が大幅に変わってくると、予算規模も変わっているということになります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いや、交付率はそれは分かります、メニューとか。どのくらい今まで、3年ぐらい前からちょっと下がったということですから、どのくらい下がるとかなと、同じメニューでも。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。



- 建設課長（古澤 平君） 建設事業に対してでございますでしょうか。
- 5番議員（境田敏高君） はい。
- 建設課長（古澤 平君） 実際、昨年度、一番交付率の悪かったところが20%を切っております。通常60%ぐらいの交付率が20%を切るという状況も出ております。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） まだその傾向は続くような傾向と思われませんか。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 今の状況でいきますと、維持工事等に対する分については交付率はございますけど、新たに造る建設工事についてはまださらに交付率が悪くなるような状況であります。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） はい、分かりました。  
年々厳しくなるということだけ、ちょっと教えていただければと思いましたので聞きました。  
将来負担すべき負債の比率で、南関町は24年の負担率かな、これは、データが24年だけないんですけど、なぜないのかお尋ねします。平成20年から26年度の4年間平均、大体3.6%ですよ。27年度は急激に倍とはいえませんが、倍に近い数字6.5に上がるとですよね。これはなぜこんなに上がったのかなと思って、質問いたします。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（大木義隆君） 将来負担比率のデータについてでございますが、今お尋ねのありました24年度につきましては、数値がゼロだったということ、これはもう数式がありますので、それで計算をすることができます。24年度はそれがゼロだったということで数値がないということになります。  
それから、将来負担比率の出し方としましては、分子にこれから負担が想定される地方債の現在高、それから組合負担等の見込額、それから退職手当等の見込額等がございます。それから、充当可能財源と申しまして、それに決まっている財源を差し引いたもの、それから今度、分子のほう为标准財政規模、それから算入公債費等の額ということで、当該年度の償還額を差し引いたものが分母となります。地方債の残高が多くて、充実に可能な基金等の残高が減れば、分子は当然大きくなるということになります。今後、地方債が増えて基金が減れば、この将来負担比率、現在これは27年度ですけど、6.5%という数字が出されておりますが、これはこれから大きくなる可能性は出てくるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

　　なるだけ下げないように努力してください。

　　先ほど、将来も住民の方々が使うことになるため、平等に負担してもらおうと言いました。これは町には校区ベースとか地区ベースがあります。道路や建設で起債が多い地域は大体どこが一番多いですかね。また、少ない地域を尋ねます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 以前、勉強会のほうで示しておりました起債の借入額の一覧表から一応出してみますと、多いところは3校区、少ないところは2校区となっております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） もうほかはあまり要望は上がらんとですかね。多分いろいろ道とかはまだ上がっていると思います。大分前に相談を受けたんですけど、区長が上げているけど、まだ何年も調査も行っとらんという話も聞いております。まだまだ要望は今から上がってくると思うし、また上がっていると思うとですよ。この要望が上がっておりますけど、これはどのような順序で進めているのか、またどういう基準で行うのか、お尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 実際、今要望は件数的には出ております。ただ、毎年実施計画あたりで、その予算と財政あたりを検討して、その事業費等についても検討を行っているところでございますけれども、基本的には要望書の提出順に用地の同意等の確認をした上で、もう一つ国の事業採択基準を県と協議いたしまして、あとは町の実施計画に掲載して、その後に実施するというふうな順序をとっております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今、何か申請順と言われたけど、それでも漏れているというところもあるようなことを話を聞きますので、再度調査してください。やっぱり不平不満が出ないように、やっぱり誰でも納得いくような説明を住民の方にしていただければ、私はいいと思います。今年の6月でですかね、確か国の借金が1,053兆円と思いますけど、その時点で一人頭、確か830万円ぐらいの借金になるとですよ。私たちも交付金をちょっと調達しますが、国は後で払うから一応立て替えといってくれと、それで町が借金しますが、やっぱり国が私は払うのではなく、回り回ってやはり私たちが払っていると思っているんですよ。ですから、そういうのも考えて借金すべきです。

　　最後の基金の見通しについて伺います。基金なしでは安定した行政はできません。

基金には特定目的基金より財政調整基金、減債基金を多く持っているほうが良いといわれています。この特定目的基金の内訳はどうなっておりますかね。よろしければ金額まで。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 特定目的基金についてですけれども、財政調整基金、減債基金以外の内訳となります。平成27年度末でふるさとづくり基金が11億100万円、それから地域福祉基金が2億2,700万円、人材育成基金が5,300万円となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 毎年度、私がちょっと皆さんにお配りした中で、積立金をずっとしよるとですよね。平成22年度1億8,600万円、23年度は1億7,600万円、24年度が3,800万円かな、25年度が6,800万円、26年度が49万円、27年度が38万円です。23年度から昨年度までが積立金残高が約28億円になっています。大体こうして表を見ますと、積立金は全然取り崩してはいないんですよね。ところが、本当はもうちょっと増えなんはずばってん、積立金は今度はずっと減つとるでしょう。去年なんかは38万円です。基金残高は同じで、これは変化がないけん、どう理解すればいいのかお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 平成22年度の基金積立残高は26億1,400万円となっております。この資料ではございませんけれども、26億1,400万円となっております。内訳は財政調整基金、減債基金、それからその他ということになっております。27年度末の基金積立金残高が28億円、内訳は財政調整基金、減債基金、合わせて12億9,300万円、その他が15億700万円となっております。このことから、この期間におきまして、財政調整基金、減債基金に2億8,500万円積み立てたのに対しまして、ふるさとづくり基金など、その他の基金を9,900万円取り崩したという状況になっております。やりくりが行われているということになるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 説明がありましたけど、積立崩しとか、補正なんかよく出てますけど、この総務省が出しとる収支の推移ですかね、これなんか全然積立金の取り崩しなんか全部ゼロになつとるとですよね。だから、私がちょっとお尋ねしたんです。なら、これは総務省はこがん書くとかね。さっき言うたごと、ずっと積立てはがばつとしよるでしょう。ほかには取り崩し金は全然ゼロで書いてあるけん、どがんなつとるとかなと思って尋ねたっですたい。何かよかなら会計監査もおんな

はるけん、何か詳しく教えてもらえんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） この御質問についても、また後ほどお答えするという  
ことでお許しいただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、よろしくお願いします。

私もせっかく総務省のを調べて頑張ったものですから、ここは納得いかんやっ  
たけんですね、これも文書と一緒にお願いします。はい、分かりました。

○議長（酒見 喬君） では、先ほどのと一緒にですね。

○5 番議員（境田敏高君） 去年までやったですかね、言葉は悪かですけど、塩漬けに  
なっとった土地開発基金、今年度、確か解体というとあれですけど、あれしました  
けど、ほかに基金の塩漬けというのはもうありませんか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 塩漬けという言葉がどうかということがありますがけれど、  
今年度積み立てました庁舎建設等基金以外にはないものと考えております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員、もうしばらくかかりますか。

○5 番議員（境田敏高君） はい、かかります。

○議長（酒見 喬君） それでは、ここで質問の番ですけど、10 分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時22分

再開 午後4時30分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番議員の質問を続けてください。

5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） すみません。先ほどから何か借金ばかり言って、ちょっと  
頭が痛いと思いますけど、基金も結構あります。これは大体一人頭、今いくらぐら  
いになっておりますか。2、3年のでよかです。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 町民1人当たりの基金につきましては、平成27年度末を  
用意しておりますが、27年度末で26万7,000円となっております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 26年は分らん、2、3年は分らんですか。また、そ  
れもよろしければお願いしときます。やっぱり27年ばかり言うたって、どのくら

いぐらい基金が一人頭増えとるかどうかわかんけん。

この基金を増やすには、やっぱり町税収も大事です。町民税、固定資産税の割合はどのようになっておりますかね。また、企業誘致で税収の伸び率、このほうはどうなっておりますか、お伺いします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 金額じゃなくて、率でよろしゅうございますでしょうか。はい。固定資産税、町民税でございますけれども、税収全体に占める割合、平成23年度から固定資産税については57.4%、56.8%、57.9%、58%、それから昨年度が56%ということで、平均して56から58%ぐらい。それから、町民税が同じく23年度から31%、31.9%、30.7%、30.5%、それから32%ということで、31から32%ということで、この2つの税で町全体の税収の約9割という状況になっております。

また、町民税、今申しました率の中で、今のは個人、法人、両方合わせた割合でございますけれども、そのうちの法人町民税の割合が約6%から7%ほどを占めておる状況でございます。以上でございます。

それと、企業誘致によるその税収の推移でございますけれども、推移といえますか、今申しました例えば固定資産税で誘致企業の税額の占める割合が、平成24年度で20.7%、25年度26.8%、26年度26.4%、27年度が24.6%、それから本年度が22.4%となっております。これにつきましては、先ほど町長の挨拶でもございましたけれども、今大きな企業さんが増設等をされておりますので、29年度以降はまたこれが少し伸びていくんじゃないかという期待は持っているところでございます。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） はい、どうも。せっかく企業誘致されとるから、もう少し伸びとるとかなと思ったら、あと何年かしたら、またぼんと伸びるでしょうね。企業誘致をよろしく願いしておきます。

平成26年度の地方消費税交付金が1億2,000万円やったですけど、この消費税の配分の見直しが検討されております。算定基準は何か3つの要素があると本に書いてあったんですけど、一つは商業統計などで示される小売やサービス、販売による消費指数が75%、それと人口指数、これが15%で、従業員指数が10%です。これを合わせてから、この算定基準で消費税交付金が来ますけど、27年度が消費税が2億円伸びたのは、これは指数が上がるとじゃなくて、交付5%から3%のあの問題で上がったんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 消費税率は平成26年4月1日から改正されております。  
そのことによる増額ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やっぱり今後、先ほど言いました見直しが検討されておりますので、この3要素を消費指数、人口指数、従業員指数ですけど、特にやっぱり消費指数がパーセンテージが多いのですから、やっぱり町で消費税交付金が増えるように、町内の業者の販売にも協力していくべきですけど、町長、どういうお考えですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 消費指数が75%ということでありますので、何といたしましてもやっぱり私も含めて、町の商店の活用、そしていろんな行政の備品とかそういったものも含めて、町内で買えるものはもちろん当然町内で買うということで、これからもできればそういった一つの町民で、町がチーム南関となって一つの動きができるようにという町民運動にまで広げれば、いろんな町民の皆さんの動きにもつながると思いますので、何か面白いような知恵を皆さんと出し合いながら、そういったことができればと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やっぱり町民の目線で町民を助けてください。特にバンブーと同じように力を入れて頑張ってください。よろしくお願いします。

国は、先ほど言いました来年度の交付税の大幅な圧縮を目指しております。理由は地方財政には余裕があり、独自の積立金も増えているということですけど、このこれは自治体もやりくりしとるから、これだけ増えているんですけど、国は分かっているのか、分かっているもやっぱり国は先ほど言いました1,053兆円の、今年の6月ですけど、そういう借金がありますので、それを抑えるためにやるのではないかと私は思っておりますけど、我が町もさっき町民税を言いましたけど、税金を町民の方々から税金をいただいておりますけど、使用料ですよ、手数料、これは占める割合は少ないと思っておりますけど、大体推移というかな、どのくらい伸びとるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 使用料手数料についての伸びというお尋ねでございます。推移ということでございますが、割合からしますと、年間の決算額の2%から2.4%程度になっております。ただ、平成25年度につきましては、うから館が1年間直営となっておりますので、突出をしております。規模としましては、1億円前後で2%から2.4%というところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 先ほど言いました使用料手数料は確かにパーセンテージは少ないと思っておりましたが、なぜ聞いたかという、国保税の滞納に対しては差押えがあります。町営住宅の滞納対策、私はどういう取り組みをしているかなと思って、これを絡めて質問したわけでございます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 滞納対策でございますけど、現在は月 2 回の夜間徴収を行っております。また、保証人に対する催促等も行っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） この町営住宅なんかは、特に安い賃金で住まわれていますので、ちょっと厳しいかも知れませんが、しかし町も今から年々厳しくなってきました。先ほど言いました国保税もぼんぼんぼんぼん差押えがあっておりますので、やはり本当に厳しいんだと、これからもっと町も厳しくなるんだということを、町内の方にも知ってもらうためにも、やっぱりたゆまない努力をしてください。

税収を伸ばす対策の一つとして、やっぱり人口増が一番ですけど、現状はちょっと厳しくなっております。先ほど鶴地議員の言われましたですね。ずっと下降気味です。だから、私たちも地方創生をして、少しでも歯止めをかけるために、みんなでやっておるんですけど、今後は業務委託の管理業務の経費削減、業務委託などの見直しが考えられますが、いかがお考えですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 管理業務の委託ということで、これも数十年前から比べると、ほとんどのことで業務委託に出しているかと思います。職員が直接するということがじゃないんですけども、ただやっぱり住民の皆さんとの協働のまちづくりということもいつも申し上げておりますので、職員は職員の立場でやるべきことをやらなければいけませんし、住民の皆さんもそういったことで、皆さんの御協力をいただきながら、町のそういった業務委託あたりの額を少しでも減らすことができればと思いますので、そういった御理解もいろんなところで、先ほどから町政懇談会の中でもいろんな情報をとということでお聞きしましたので、そういったことについても町民の皆さまの御理解もいただけるように、いろいろなことについてお話をする機会もつくっていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 何度も言いますが、年々厳しくなっています。ですから、私は町民の方々にもこういう現状も知ってもらうためにも、やっぱり税金学習の出前講座とか、そういうのも今度、私はしたがいいと思うとですよ。やはり共

有してもろうたが一番いいと思います。是非進めてください。

まとめに入ります。今、財政健全化が進められておりますが、借金が膨らんでおります。厳しい財政になっても、自治体は今破産しないシステムになっています。しかし、財政再生団体になれば、これは厳しい制約におかれます。民間で収入がなければ、もう倒産・破産ですが、自治体は地方交付税があります。しかし、あるからといって、入った分だけ使えば、当然住民サービスが低下します。やっぱり大事なことは、今後は弱い人にしわ寄せがいかないようにしなければなりません。そうしなければ、将来がありません。安心して生活はできません。厳しい財政にならないためには、やはり行政改革を怠ってはいけません。行政改革はやっぱり安心した未来をつくるものですから、私はそう思っております。これからは住民とともに行う住民自治に力を注ぐべきです。そのためには、やっぱり常に情報公開をして、住民の日頃の財政状況を理解してもらうことが大事です。そうすれば、私は未来が待つと思つとるとですけどね。住民のため、今後も取り組みを大いに期待しております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで本日の日程はすべて終了しました。

明日13日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時43分